

第9 協定・覚書等

1 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市

以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

(協定市名及び市長名省略)

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責

任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

(協定市名及び市長名省略)

2 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が50歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、被災会員市以外の会員市（資格年齢の到達による退会時に、この要綱の趣旨に引き続き賛同する市を含む。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、会長市又は副会長市に対して、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等

- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(実施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

- 2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、会長市又は副会長市を通じることなく、被災会員市に対して直接、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、地方自治法、災害救助法その他の法令に基づき行われるものについては、当該法令等に定めるところによる。

- 2 前項に掲げるもの以外の経費については、相互扶助の精神に基づき、原則として災害応援市が負担するものとする。
- 3 前項の規定は、双方の事前の合意により、災害応援市が被災会員市に対して、当該経費を求償することを妨げるものではない。

(災害補償等)

第11条 第5条第6号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについて

は応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 第1条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応 援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

- 2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- 3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舍のあつせん、その他の便宜を供与するものとする。
- 4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があつた場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条第3項に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

- 1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。
- 2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。
- 3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に關係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

- 2 前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年8月19日から施行する。

様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

全国青年市長会会長様

市

市長

災害発生による応援要請について

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項 目	内 容
1 被害状況	
2 応援種類 及び内容	
3 応援を要する 職種別人員	
4 応援場所及び 到達経路	
5 応援を受ける 期間	
6 その他応援に 必要な事項	

ブロック別都道府県

（順不同）

ブロック別	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・ 宮崎県・鹿児島県・沖縄県

3 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 別表の構成市町村の欄に掲げる14市町村（以下「西尾張市町村」という。）のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めるときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担するものとする。

(損害賠償等)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

第7条 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張市町村災害対応連絡協議会)

第8条 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

第9条 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

第10条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年7月6日から効力を生じる。

2 この協定の締結に伴い、平成28年7月7日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。

3 この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書1通を協議会が保管し、別に記名押印のうえ14通を作成し、各1通を保有する。

平成29年7月6日

愛知県一宮市

一宮市長

中

野

正

康

愛知県津島市

津島市長

日

比

一

昭

愛知県犬山市
犬山市長 山 田 拓 郎

愛知県江南市
江南市長 澤 田 和 延

愛知県稲沢市
稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

愛知県岩倉市
岩倉市長 久 保 田 桂 朗

愛知県愛西市
愛西市長 日 永 貴 章

愛知県弥富市
弥富市長 服 部 彰 文

愛知県あま市
あま市長 村 上 浩 司

愛知県丹羽郡大口町
大口町長 鈴 木 雅 博

愛知県丹羽郡扶桑町
扶桑町長 千 田 勝 隆

愛知県海部郡大治町
大治町長 村 上 昌 生

愛知県海部郡蟹江町
蟹江町長 横 江 淳 一

愛知県海部郡飛島村
飛島村長 久 野 時 男

別表（第1条、第9条関係）

構成市町村	担当部署
一宮市	総合政策部 危機管理課
津島市	市長公室 危機管理課
犬山市	市民部 地域安全課
江南市	危機管理室 防災安全課
稲沢市	総務部 危機管理課
岩倉市	総務部 危機管理課
愛西市	市民協働部 防災安全課
弥富市	総務部 危機管理課
あま市	総務部 安全安心課
丹羽郡大口町	地域協働部 町民安全課
丹羽郡扶桑町	総務部 総務課
海部郡大治町	総務部 防災危機管理課
海部郡蟹江町	総務部 安心安全課
海部郡飛島村	総務部 総務課

（建制番号順）

愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定」(以下「協定」という。)に基づく応援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援市町村)

第2条 協定第2条に掲げる各種応援を実施する際、応援市町村は相互に連絡し、速やかに主たる応援市町村を決定する。

2 前項に定める主たる応援市町村は別表1のとおりとする。被災市町村は、別表1により定めた順位により、主たる応援市町村に対して応援要請を行うものとする。ただし、被災状況等により別表1により難しい場合はこの限りでない。

(幹事等市町村)

第3条 協定第4条第2項に基づき、幹事は被災市の、副幹事は被災町村の被災状況の把握に努め、市町村からの連絡受理および情報共有を行う。

2 幹事及び副幹事を担う市町村は、別表2の輪番制とする。

3 災害時に幹事及び副幹事が被災し、その業務を行うことが困難な場合は、輪番制に従い幹事及び副幹事を交代する。

(応援の手続)

第4条 協定第3条に規定する文書は別添様式による。なお、これにより難しい場合は、任意様式を使用できるものとする。

(西尾張市町村災害対応連絡協議会)

第5条 第3条の輪番制は、協定第8条に定める西尾張市町村災害対応連絡協議会(以下「協議会」という。)にも適用する。

2 協議会は年1回以上開催し、幹事が招集する。

附則 この実施細目は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年3月1日

一宮市	総合政策部	危機管理課長	あま市	市長公室	危機管理課長
津島市	市長公室	危機管理課長	大口町	地域協働部	町民安全課長
犬山市	市民部	防災交通課長	扶桑町	生活安全部	防災安全課長
江南市	都市整備部	防災安全課長	大治町	総務部	防災危機管理課長
稲沢市	建設部	防災安全課長	蟹江町	総務部	安心安全課長
岩倉市	総務部	協働安全課長	飛島村	総務部	総務課長
愛西市	企画政策部	危機管理課長			
弥富市	総務部	防災課長			

(別表1) 被災市町村と主たる応援市町村 一覧表

被災市町村	主たる応援市町村	
一宮市	1 弥富市	2 蟹江町
津島市	1 江南市	2 岩倉市
犬山市	1 あま市	2 大治町
江南市	1 津島市	2 弥富市
稲沢市	1 愛西市	2 飛島村
岩倉市	1 蟹江町	2 津島市
愛西市	1 稲沢市	2 扶桑町
弥富市	1 一宮市	2 江南市
あま市	1 犬山市	2 大口町
大口町	1 飛島村	2 あま市
扶桑町	1 大治町	2 愛西市
大治町	1 扶桑町	2 犬山市
蟹江町	1 岩倉市	2 一宮市
飛島村	1 大口町	2 稲沢市

※順位内の市町村で調整できない場合、被災市町村は幹事市町村に連絡の上、他の市町村と調整する。

(別表2) 幹事・副幹事市町村 一覧表

番号	幹事	副幹事
1	愛西市	大口町
2	弥富市	扶桑町
3	あま市	大治町
4	一宮市	蟹江町
5	津島市	飛島村
6	犬山市	(大口町)
7	江南市	(扶桑町)
8	稲沢市	(大治町)
9	岩倉市	(蟹江町)
10	(愛西市)	(飛島村)

※順序は、令和5年度(2023年度)を番号1とする。

※幹事には市を、副幹事には町村を置き、番号10以降はそれぞれ建制順とする。

※幹事・副幹事が被災し、その業務が困難な場合、翌年度の幹事・副幹事が代行する。翌年度の幹事・副幹事市町村が被災し、その業務が困難な場合、翌々年度の幹事・副幹事市町村が代行する。以降同じ。

(別添様式)

文書番号
年 月 日

〇 〇 市 町 村 長

〇 〇 市 町 村 長
(公 印 省 略 可)

応援要請書

「愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害状況
- 2 応援を希望する内容
- 3 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- 4 応援を希望する期間
- 5 その他参考となるべき事項

添付書類

連絡先

職名・氏名	
電 話	
F A X	
電子メール	

4 一宮市・高岡市災害時相互応援協定

一宮市と高岡市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、両市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出活動、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (3) 清掃活動
- (4) 水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

(応援要請)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 物資等の品名及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援の必要を認めるときは、要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 第2条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、平成19年10月31日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両市記名押印のうえ各市1通を保有する。

平成19年10月31日

一 宮 市 一 宮 市 長 谷 一 夫

高 岡 市 高 岡 市 長 橋 慶 一 郎

5 災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 一宮市と関市は、いずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災した市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災した市（以下「被災市」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電子メールにより応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応急生活物資救急の協力実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、できるだけこれに応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大規模な災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援の必要を認めたときは、前条の要請を待たずに応援するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市が負担をするものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者署名のうえ各1通を保有する。

平成23年8月16日

愛知県一宮市

一宮市長 谷 一 夫

岐阜県関市

関市長 尾 藤 義 昭

6 岐阜市・一宮市災害時相互支援協定

岐阜市と一宮市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、相互に協力し、被災を受けた市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の種類)

第1条 支援の種類は、次に掲げる とおりとする。

- (1) 食料品の供給
- (2) 資機材の供給
- (3) 職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に被災を受けた市から要請があった災害応急対策及び災害復旧活動

(支援要請)

第2条 支援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により支援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 物資等の品名及び支援場所への経路
- (3) 支援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援のために必要な事項

(支援の実施)

第3条 前条に基づく 支援を要請された市は、直ちに必要な支援を実施するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、大規模な災害が発生し、被災を受けた市と連絡が取れない場合でも、支援が必要と 認めたときは、要請を待たずに自主的に支援を実施するものとする。

(支援経費の負担)

第4条 支援に要した経費は、支援を受けた市の負担とする。ただし、支援をした市が支援に要した経費を負担することに同意した場合は、この限りではない。
2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、支援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 第2条の支援要請の連絡を確実かつ円滑に行うため、両市はそれぞれ 連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに、情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 本協定は、令和5年11月20日から効力を生ずるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、両市記名押印のうえ各市1通を保有する。

令和5年11月20日

岐阜市

代表者 岐阜市長 柴橋 正直

一宮市

代表者 一宮市長 中野 正康

7 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次

の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川勝
岡崎市長	柴田紘一
一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榊原伊三
春日井市長	鵜飼一郎
豊川市長	中野勝之
津島市長	水谷尚
豊田市長	鈴木公平
西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄
犬山市長	石田芳弘

常滑市長	石橋誠晃
江南市長	大池良平
尾西市長	大島晋作
小牧市長	中野直輝
稲沢中島広域事務組合管理者	服部幸道
新城市長	山本芳央
東海市長	鈴木淳雄
大府市長	福島務
知多市長	加藤功
尾張旭市長	谷口幸治
岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都築龍治
長久手町長	加藤梅雄
木曾川町長	山口昭雄
蟹江町長	佐藤篤松
幸田町長	近藤徳光
田原町長	白井孝市
渥美町長	山本道雄
衣浦東部広域連合長	永田太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬保章
海部東部消防組合管理者	糸野章
尾三消防組合管理者	久野知英
海部南部消防組合管理者	佐野峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷺野聡明
丹羽広域事務組合管理者	河田幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内光行
知多南部消防組合管理者	齋藤宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田雅清

別記様式 略

8 尾張西北部地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、尾張西北部地区の4市及び2広域事務組合の区域内に火災、救急及び救助を必要とする事故（以下「火災等」という。）が発生した場合における消防相互応援協定について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市等)

第2条 この協定は、一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市、西春日井広域事務組合及び丹羽広域事務組合（以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市等（以下「要請市等」という。）の消防長が、火災等を円滑かつ迅速に防ぎよするため必要があるとき、他の協定市等（以下「応援市等」という。）の消防長に対して行うものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定市等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 協定市等の消防長は、当該協定市等の消防機関が協定市等との境界付近で当該消防機関の管轄区域外の区域に火災等の発生を覚知したときは、前条の応援要請があったものとみなし、消防隊等1隊以上を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 この協定に基づく応援の消防隊等は、要請市等の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損修理、燃料、隊員の手当等に関する経費は、応援市等の負担とする。

(2) 現地調達が必要となった場合の燃料、隊員の食糧等に関する経費は、要請市等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市等の長が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とし、有効期間の満了する日の2か月前に協定市等の長から改正又は廃止の申出がないときは、引き続き1年間従前の内容で更新されるものとする。以後の満了時についても同様とする。

(協定市等の変更に伴う取扱い)

第9条 市町の合併、消防広域化等により協定市等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

附 則

- 1 この協定は、平成19年1月17日から施行する。
- 2 この協定の施行前に協定市町等間で締結していた相互応援協定に関する協定は廃止する。この協定の証として、本書6通を作成し、各自1通を保管する。

平成19年1月17日

一宮市長	谷	一 夫
江南市長	堀	元
稲沢市長	大 野	紀 明
岩倉市長	石 黒	靖 明
西春日井広域事務組合管理者	河 合	幹 雄
丹羽広域事務組合管理者	江 戸	満

9 木曾川流域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛知県の4市、1事務組合及び岐阜県の3市、1広域連合の区域内の木曾川流域において火災、救急及び救助を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市等)

第2条 この協定は、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、丹羽広域事務組合、羽島市、各務原市、海津市、羽島郡広域連合（以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した協定市等の消防長が災害等を円滑かつ迅速に防ぎよするため必要のあるとき、他の協定市等の消防長に対して行うものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定市等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 協定市等の消防長は、当該協定市等との境界付近等で当該消防機関の管轄区域外において災害等の発生を覚知したときは、前条の応援要請があったものとみなし、消防隊1隊以上を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 この協定に基づく応援の消防隊等は、要請した協定市等の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条第2項については、この限りではない。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損修理、燃料、隊員の手当等に関する経費は、応援した協定市等の負担とする。

(2) 現地調達が必要となった場合の燃料、隊員の食料等に関する経費は、要請した協定市等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市等の長が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から1年間とし有効期間の満了する日の2か月前に協定市等の長から改正又は廃止の申出がないときは、引き続き1年間従前の内容で更新されるものとする。以後の満了時についても同様とする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年1月25日から施行する。
- 2 平成17年6月9日締結の「木曾川流域消防相互応援協定」は、平成19年1月25日付けをもって廃止する。
- 3 この協定の証として、本書9通を作成し、各自1通を保管する。

平成19年1月25日

一宮市長	谷	一 夫
犬山市長	田 中	志 典
江南市長	堀	元
稲沢市長	大 野	紀 明
丹羽広域事務組合管理者	江 戸	満
羽島市長	白 木	義 春
各務原市長	森	真
海津市長	松 永	清 彦
羽島郡広域連合長	広 江	正 明

10 愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市及び長久手市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸道路、名古屋高速道路4号東海線、名古屋高速道路6号清須線、名古屋高速道路11号小牧線、名古屋高速道路16号一宮線及び名古屋瀬戸道路（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第4条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月10日から効力を生ずる。
- 2 平成24年3月28日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成28年3月10日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書25通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成28年3月10日

1 1 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援(以下「航空消防の支援」という。)を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては制御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

大村秀章

一宮市長

中野正康

1 2 災害時の放送に関する協定書（株式会社アイ・シー・シー）

一宮市（以下「甲」という）と、株式会社アイ・シー・シー（以下「乙」という）は、災害時の放送に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時または防災対策若しくは応急対策の実施上必要がある場合に甲が乙に対し放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は次のとおりとする。

（1）「災害」とは、地震、台風、洪水、雪害、その他異常な自然現象または大規模な火災若しくは爆発その他の非常の事態をいう。

（2）「災害時の放送」（以下「放送」という）とは、甲の要請に基づき、乙の放送チャンネルを使用して他の番組に優先して臨時に行う放送をいう。

（放送の依頼）

第3条 甲は災害の発生の防止または応急対策を実施する上で必要な場合、乙に対し放送の依頼を次の定める手順により行うものとする。

（1）甲は、乙に対し次の事項を明らかにして放送の依頼を行うものとする。

ア 放送依頼の理由

イ 放送の内容

ウ 希望する放送の日時

エ その他必要な事項

（2）乙は、甲に対し、前号以外に放送に必要な事項がある場合、当該事項について必要な資料の提供を要求することができるものとする。

（放送の実施）

第4条 乙は、甲からの放送依頼に対し、編成上の自主判断に基づき、形式、内容及び事項を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に規定する放送の依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡を行うものとする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定の履行にあたり、関係法令又は監督官庁からの指示に従わなければならないときは、本協定の一部又は全部を改正することができるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。

2 本協定の期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第8条 本協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙双方が協議を行い定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙押印の上各自 1 通を保管する。

平成 22 年 9 月 1 日

甲 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市栄 3 丁目 7 番 15 号
株式会社アイ・シー・シー
代表取締役 豊 島 俊 明

1 3 災害時の放送に関する協定書（FMいちのみや株式会社）

一宮市（以下「甲」という。）と、FMいちのみや株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時又は防災対策若しくは応急対策の実施上必要がある場合に、甲が乙に対し放送の依頼をする時の手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）「災害」 地震、台風、洪水、雪害、その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の非常の事態をいう。

（2）「緊急放送」 災害が起き、又は起きようとしている場合において、市民が被る被害を減少させるために、甲の要請に基づき、乙の放送チャンネルを使用して他の番組に優先して臨時に行う放送をいう。

（3）「緊急割込み放送」 甲が乙の放送チャンネルを使用し、乙の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。

（緊急放送）

第3条 甲が乙に対し緊急放送を依頼する場合は、放送依頼の理由、放送の内容、希望する放送の日時その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、前項に掲げる事項以外に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

3 乙は甲から緊急放送の依頼があった場合、編成上の自主判断に基づき、形式、内容及び事項を決定して放送するものとする。

（緊急割込み放送）

第4条 甲による緊急割込み放送は、事態の緊急性に鑑み、市民の生命・財産等に著しい影響を及ぼすおそれがある場合に限り行うことができるものとする。

2 緊急割込み放送の対象となる事象その他必要となる事項については、甲、乙双方で協議し決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 前2条に規定する放送の依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙双方に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に通知するものとする。

(法令の遵守)

第6条 甲及び乙は、関係法令の制定改廃又は監督官庁からの指示があった場合は、この協定の一部又は全部を改正することができるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の効力は、協定の締結の日から1年間とする。

2 この協定の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときには、その期間を引き続き次の1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙双方が協議を行い定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月24日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一 宮 市

一宮市長 谷 一 夫

乙 愛知県一宮市本町3丁目6番1号

FMいちのみや株式会社

代表取締役 吉 田 有 夫

1 4 災害時等のFM放送の送出に関する覚書（FMいちのみや株式会社）

一宮市（以下「甲」という。）とFMいちのみや株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の放送に関する協定書（平成24年10月24日締結。以下「協定書」という。）に定めるもののほか、協定書に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が一宮市役所本庁舎内にある放送端末（以下「庁舎内放送端末」という。）を使用して行うFM放送の送出について、次のとおり覚書を締結する。

（災害に関するFM放送の送出）

第1条 協定書第2条第2号に規定する「緊急放送」については、乙の通常の放送設備の運用に問題がない場合は、乙のスタジオから送出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合には、乙はその従業員をして甲の庁舎内にある放送端末から緊急放送を送出することができる。

（1）災害その他のやむを得ない事情により、乙の通常の放送設備の運用に問題が生じていること。

（2）庁舎内放送端末からであればFM放送の送出が可能であること。

（庁舎管理上の制約）

第2条 乙及びその従業員は、前条第2項の規定を満たす場合であっても、甲の庁舎管理権に服さなければならぬ。

（庁舎内放送端末の管理）

第3条 FM放送の許可を受けている者は乙であることに鑑み、甲は庁舎内放送端末がみだりに使用されないよう、常時厳格に管理するものとする。

（甲による緊急割込み放送）

第4条 協定書第2条第3号に規定する緊急割込み放送は、甲の資機材が整うまでの間は実施しないものとし、甲の資機材が整ったときは、甲乙あらためてその運用方法を協議し、決定する。

（有効期限）

第5条 この覚書の効力は、覚書の締結の日から1年間とする。

2 この覚書の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときには、その期間を引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第6条 この覚書に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年2月27日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一 宮 市
一 宮 市 長 中 野 正 康

乙 愛知県一宮市本町3丁目6番1号
FMいちのみや株式会社
代表取締役社長 鳩 山 佳 江

15 災害時等の緊急割込み放送の運用方法に関する覚書 (FMいちのみや株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）とFMいちのみや株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の放送に関する協定書（平成24年10月24日締結。以下「協定書」という。）及び災害時等のFM放送の送出に関する覚書（平成27年2月27日締結）に定めるもののほか、協定書に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲が実施する緊急割込み放送の運用方法について、次のとおり覚書を締結する。

（緊急割込み放送の通知）

第1条 甲は、緊急割込み放送を行うときは、あらかじめ乙に通知するものとする。ただし、急を要し、通知するいとまがない場合は、緊急割込み放送実施後、速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第2条 緊急割込み放送の実施に係る費用負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 緊急割込み装置保守 甲の負担とする。
- (2) 通常使用時における故障の修繕 甲の負担とする。
- (3) 乙に起因する故障、移動等 乙の負担とする。
- (4) 緊急割込み放送の実施により広告放送が実施できなかったとき 甲乙協議によるものとする。

（有効期限）

第3条 この覚書は、令和2年4月1日から効力を生じ、有効期間は令和3年3月31日とする。

2 この覚書の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときには、その期間を引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第4条 この覚書に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 愛知県一宮市本町3丁目6番1号
FMいちのみや株式会社
代表取締役 鳩山 佳江

16 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） （現 LINE ヤフー株式会社）

一宮市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、一宮市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、一宮市が一宮市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ一宮市の行政機能の低下を軽減させるため、一宮市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) ヤフーが、一宮市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、一宮市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 一宮市が、一宮市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 一宮市が、一宮市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 一宮市が、災害発生時の一宮市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに一宮市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 一宮市が、一宮市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーが、Yahoo!ブログ上の一宮市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

2 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、一宮市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3 一宮市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、一宮市およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

一宮市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく一宮市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、一宮市から提供を受ける情報について、一宮市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、一宮市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、一宮市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、一宮市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年6月15日

一宮市：愛知県一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 井 上 雅 博

17 災害医療救護に関する協定書 (社団法人一宮市医師会 (現 一般社団法人一宮市医師会))

一宮市 (以下「甲」という。代表者一宮市長) と社団法人一宮市医師会 (以下「乙」という。代表者一宮市医師会長) とは、災害が発生した場合の医療救護について、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、一宮市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、第1条に基づく医療救護 (以下「医療救護」という。) を行う必要が生じた時は、医師及び看護師等で編成する医療救護班 (以下「医療救護班」という。) の派遣を、乙に対して要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けた時は医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者とする。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医療救護)

第3条 医療救護は、医療救護班により災害現場において甲が設営する「現場救護所」及び「一宮市休日・夜間急病診療所」内で行うことを原則とし、その業務は第2項に示す範囲にとどめ、極力後方医療機関へ転送し行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 傷病者に対する診断と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 助産

(4) 死亡の確認と検案

(5) 遺体の処置

3 甲は、災害傷病者転送先の後方医療機関を「臨時救護所」とし、甲及び乙は、当該医療機関の協力が得られるように取り計らうものとする。

4 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護の実施要請を待つ事が出来ない場合は、医療救護を開始することが出来るものとし、その状況を直ちに甲に報告したうえその後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

(巡回医療)

第4条 医療救護班は、前条に定める医療救護のほか避難所における避難者の健康保持のため甲から要請を受けた場合は、避難所の巡回診療を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第5条 医療救護及び巡回診療 (以下「医療救護等」という。) に必要な医薬品、医療材料、診断器具、その他医療関係物品 (以下「医薬品等」という。) は、緊急の場合は、乙又はその会員の手持ちのものを使用し、なお不足する場合は、原則として甲が調達するものとする。

(報告)

第6条 医療救護等を実施した場合、医療救護班の班長及び乙の会員である臨時救護所の責任者は、必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

(費用の弁償)

第7条 甲は、この協定による医療救護等に乙が要した費用を弁償する。

2 乙が要した費用とは、次の各号を言う。

(1) 医療救護班を派遣した時に要した所定の人件費及び諸経費

(2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用

(3) 医療救護班員の私用備品、又は臨時救護所の設備若しくは備品が当該救護活動において損傷を受けた場合には、それらを原状回復に要する費用

(扶助金)

第8条 甲は、医療救護班員が医療救護等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した時は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にし、乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第9条 医療救護班が医療救護等により傷病者との間に紛争が生じた時は、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた甲は、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(付則)

1 この協定書の有効期間は、平成7年8月24日から1年間とする。

但し、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に甲、乙、いずれかから何らかの意思表示がない時は、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成7年8月24日

甲 一宮市
市長 神田 眞秋

乙 社団法人一宮市医師会
会長 米本 昭彦

【変更履歴】平成24年1月16日 一部改正

災害医療救護に関する協定書実施細則

(設置)

第1条 本実施細則は、平成7年8月24日付で一宮市と一宮市医師会との間で締結した「災害医療救護に関する協定書」第11条の規定に基づきこれを定める。

2 協定書の第1条に定めるこれに準ずる災害とは、一宮市警防活動等に関する規定（平成元年消防本部訓令第2号）に定める集団災害とする。

(派遣要請)

第2条 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する医療救護班の数
- (4) その他必要な事項

(医療救護班の編成)

第3条 乙は、甲からの医療救護及び巡回診察（以下「医療救護等」という。）の要請に応じて、直ちに医療救護班を派遣出来るよう必要な体制を常に整備するものとする。

2 医療救護班の編成は、1班当たり医師2名、看護師2名、事務職員1名とし、うち医師1名を班長とする。ただし巡回診療時は、医師1名、看護師1名又は2名とすることができる。

3 乙における医療救護班数は、少なくとも8班は編成する。

(医療救護班派遣と本部の設置)

第4条 甲の要請により乙が医療救護班を派遣する時は、乙は一宮市医師会災害医療救護対策本部を一宮市医師会館内に設置し、医師会長を本部長に充てる。

2 一宮市医師会災害医療救護対策本部長（以下本条及び第6条において「本部長」という。）より出動命令を受けた医療救護班員は、直ちに一宮市医師会が定めた医療救護服、ヘルメットを着用し所定の場所へ出動するものとする。

3 出動に際しては、一宮市医師会は定めた医療救護班携行緊急薬品（別表1）のうち手持ちのものその他の資材を携行する。

4 本部長は、出動医療救護班員の氏名、生年月日、住所及び職種を速やかに、甲に報告する。

(救急用資機材セット等の輸送)

第5条 消防署救急隊は、医療救護班長から要請を受けたとき、一宮市医師会又は消防署に配置の「救急用資機材セット」（別表2）、「応急救護セット」（別表3）及び「酸素吸入セット」（別表4）を現場救護所へ移送するものとする。

(報告)

第6条 医療救護班長は、医療救護班診療記録（様式1）及び医薬品、診療資器材使用簿（様式2）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式3）に記載し、本部長へ報告するものとする。

2 本部長は、前項の報告を甲に報告するものとする。

3 業務災害が発生した場合、医療救護班長の報告を得て、本部長は業務災害報告書（様式4）により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第7条 医療救護班が使用した手持ちの医薬品、医療資器材の費用、又は医療救護等により被った物的損害、医療救護班員の費用弁償等について、乙が各医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書(様式5)により甲に申請する。

2 医療救護班を派遣した時に要した人件費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づく実費弁償の程度を基準とし、甲、乙協議して定める額を前項に基づき甲に申請する。

(扶助金の請求)

第8条 扶助金の支給を受けようとする者は、災害救助法の規定に準じて扶助金支給申請書(様式6)により甲に申請する。

(訓練)

第9条 乙は、医療救護班の編成、医療救護班緊急電話連絡網の整備、消防署との連携、医療救護服の整備、救急薬の点検等常時いかなる時の出動にも対応出来るよう対処するものとする。

2 甲が実施する行事の中で行われる災害医療救護訓練に積極的に参加するものとする。

平成7年8月24日

甲 一宮市
市長 神田 眞秋

乙 社団法人一宮市医師会
会長 米本 昭彦

【変更履歴】平成14年12月2日 一部改正

(別表および様式省略)

18 災害時の医療救護活動に関する協定書 (社団法人一宮地区薬剤師会(現 一般社団法人一宮市薬剤師会))

災害時において、一宮市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき一宮市が実施責任を負う医療救護の万全を期するため一宮市(以下「甲」という。)と社団法人一宮地区薬剤師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり災害時の医療救護に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定める。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施するため、防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請する。

2 乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班(以下「薬剤師班」という。)を編成し派遣する。

(薬剤師班の活動場所)

第3条 薬剤師班は、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

(薬剤師班の業務)

第4条 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の供給への協力

(2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

(3) 医薬品等の保管・管理への協力

(指揮命令及び連絡調整)

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡網は、甲が指定する者が行う。

(医薬品の供給)

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。

ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(活動記録及び報告)

第7条 薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

(業務災害報告)

第8条 乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

(実費弁償)

第9条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の費用は、甲が負担する。

(1) 薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 緊急の場合に、薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の

医薬品等の費用

(扶助金)

第10条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給する。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項または疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(雑則)

第13条 この協定は、平成17年12月1日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年12月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一夫

乙 一宮市貴船2丁目7番16号

社団法人 一宮地区薬剤師会

代表者 会長 森 新

災害時の医療救護活動実施細目

一宮市（以下「甲」という。）と社団法人一宮地区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において平成17年12月1日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第11条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣体制）

第1条 乙は、甲の要請に応じて直ちに薬剤師が派遣できるよう常に体制を整備する。

（薬剤師班の編成）

第2条 協定書第2条に規定する薬剤師班は、原則として薬剤師3名を1班とし、そのうち1名を班長とする。

（派遣要請）

第3条 甲は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請する場合は、薬剤師班派遣要請書（様式1）により行う。

なお、緊急的に口頭または電話等で派遣要請を行った場合は、後日あらためて薬剤師班派遣要請書（様式1）により文書で行う。

（派遣報告）

第4条 乙は、甲の要請により薬剤師班を派遣するときは、速やかに薬剤師班員の氏名、生年月日及び住所を甲に報告する。

（記録及び報告）

第5条 薬剤師班の班長は、協定書第7条に基づき、医療救護活動に係わる記録として薬剤師班活動日報（様式2）を作成し、乙を経て甲に報告する。

2 協定書第6条のただし書きに基づき、緊急の場合に薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合には、医薬品等使用簿（様式3）を作成し、乙を経て甲に報告する。

（業務災害報告）

第6条 業務災害が発生した場合、乙または薬剤師班の班長は、協定書第8条に基づき、業務災害報告書（様式4）により甲に報告する。

（実費弁償）

第7条 協定書第9条第1号に規定する薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準とし、甲乙協議して定める額とする。

（実費弁償の請求）

第8条 実費弁償の請求は、薬剤師班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、実費弁償請求書（様式5）に算出明細を添えて甲に請求する。

（扶助金の申請）

第9条 協定書第10条に規定する扶助金の支給を受けようとする者は、災害救助法の規定に準じて扶助金支給申請書（様式6）に算出明細を添えて甲に申請する。

(実費弁償及び扶助金の支払)

第10条 甲は、第8条及び第9条により請求または申請を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに支払う。

上記の医療救護活動実施細目について合意の証とするため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年12月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一夫

乙 一宮市貴船2丁目7番16号
社団法人 一宮地区薬剤師会
代表者 会長 森 新

19 災害時の歯科医療救護活動に関する協定 (社団法人一宮歯科医師会(現 一般社団法人一宮市歯科医師会))

災害時において、一宮市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき一宮市が実施する歯科医療救護の万全を期するため一宮市(以下「甲」という。)と社団法人一宮歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり災害時の歯科医療救護に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動について、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施するため、防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して歯科医師、口腔外科医及び歯科衛生士(以下「歯科医師等」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、速やかに歯科医師等で構成する班(以下「歯科医療救護班」という。)を編成し派遣する。

3 乙は、自発的に歯科医療救護班を派遣した場合、遅滞なく甲に報告するものとする。

(歯科医療救護班の活動場所)

第3条 歯科医療救護班は、避難所、救護所及びその他甲が指定する場所において、歯科医療救護活動を行う。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 歯科医療救護班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急処置
- (2) 医科のトリアージに立会い口腔領域等の被災者の早期の対応
- (3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- (4) 歯科診療記録等による身元確認の協力

(指揮命令)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班の歯科医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡網は、乙が行う。

(連絡調整)

第6条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定する者が行う。

(医薬品、歯科用器材等)

第7条 乙所属の歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用器材等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するものとする。

(活動記録及び報告)

第8条 歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

(業務災害報告)

第9条 乙又は歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護班の班員に業務災害が発生したときは、

甲に報告する。

(医療費等)

第10条 災害時、歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療施設での医療費の負担は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

(実費弁償等)

第11条 甲の要請により乙が派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動で要した次の費用は、甲が負担する。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 甲の要請により乙が派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(雑則)

第14条 この協定は、平成18年7月3日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年7月3日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一夫

乙 一宮市貴船2丁目7番16号 一宮市医師会館内

社団法人 一宮歯科医師会

代表者 会長 野田和裕

災害時の歯科医療救護活動実施細目

一宮市（以下「甲」という。）と社団法人一宮歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成18年7月3日に甲乙間で締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（歯科医療救護班の派遣体制）

第1条 乙は、甲の要請に応じて直ちに歯科医療救護班が派遣できる体制を整備する。

（歯科医療救護班の編成）

第2条 協定書第2条に規定する歯科医療救護班は、歯科医師等で編成し、そのうち1名を班長とする。

（派遣要請）

第3条 甲は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請する場合は、歯科医療救護班派遣要請書（様式1）により行う。

なお、緊急的に口頭または電話等で派遣要請を行った場合は、後日あらためて歯科医療救護班派遣要請書（様式1）により文書で行う。

（派遣報告）

第4条 乙は、甲の要請により歯科医療救護班を派遣するときは、速やかに歯科医療救護班員の氏名、生年月日及び住所を甲に報告する。

（記録及び報告）

第5条 歯科医療救護班の班長は、協定書第8条に基づき、医療救護活動に係わる記録として歯科医療救護班活動報告書（様式2）を作成し、乙を経て甲に報告する。

2 協定書第7条に基づき、緊急の場合に歯科医療救護班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用した場合には、医薬品、歯科用器材等使用簿（様式3）を作成し、乙を経て甲に報告する。

（業務災害報告）

第6条 業務災害が発生した場合、乙又は歯科医療救護班の班長は、協定書第9条に基づき、業務災害報告書（様式4）により甲に報告する。

（実費弁償）

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に規定する歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準とし、甲乙協議して定める額とする。

（実費弁償の請求）

第8条 実費弁償の請求は、歯科医療救護班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、実費弁償請求書（様式5）に算出明細を添えて甲に請求する。

（扶助金の申請）

第9条 協定書第11条第3号に規定する扶助金の支給を受けようとする者は、災害救助法の規定に準じて扶助金支給申請書（様式6）に算出明細を添えて甲に申請する。

（実費弁償及び扶助金の支払）

第10条 甲は、第8条及び第9条により請求又は申請を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに支払う。

(協議)

第11条 この細目に定めのない事項又は細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決めるものとする。

上記の歯科医療救護活動実施細目について合意の証とするため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年7月3日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一夫

乙 一宮市貴船2丁目7番16号 一宮医師会館内
社団法人 一宮歯科医師会
代表者 会長 野 田 和 裕

19-1 災害時の歯科医療救護活動に関する協定の一部を変更する協定書

一宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人一宮歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成18年7月3日の締結に係る災害時の歯科医療救護活動に関する協定の内容について、次のとおり変更する。

前文中「社団法人一宮歯科医師会」を「一般社団法人一宮市歯科医師会」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

（1） 歯科診療が必要と思われる被災者に対する歯科的トリアージ、その他の応急処置
第4条第3号を次のように改める。

（2） 応急処置後、加療が必要と認めた被災者の後方医療機関への紹介

この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 一宮市
一宮市本町2丁目5番6号
市長 中野 正康

乙 一宮市貴船3丁目2番
一般社団法人一宮歯科医師会
会長 上村 誠一郎

20 災害時における物資等に関する協定書 (日本通運株式会社名古屋ロジスティクス支店 (現 日本通運株式会社名古屋北支店))

一宮市(以下「甲」という。)と日本通運株式会社名古屋ロジスティクス支店(以下「乙」という。)との間において、災害時における物資等に関して、以下の通り協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、一宮市内及び一宮市が災害時に協力するために締結している市町村の区域内において、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生することが予想される場合(以下「災害時」という。)に、災害救助用物資の供給等の応急対策活動が迅速かつ効果的に行われることを目的として、甲が設置する緊急物資集配拠点(別記)等での災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出し、当該物資等の輸送等について、甲が乙に協力を求める場合に必要となる事項を定めるものである。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に災害救助用物資の供給等の応急対策活動が迅速かつ効果的に行われることを目的として、緊急物資集配拠点を開設したときは、乙に対し、人員及び機材の派遣の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、災害時に災害救助用物資の供給等の応急対策活動が迅速かつ効果的に行われることを目的として、トラック等の車両による輸送等を必要とするときは、乙に対し、輸送等の協力を要請することができるものとする。

(協力の実施)

第3条 前条の規定に基づき要請を受けた乙は、必要となる人員、機材、輸送車両等の準備を行い、甲が実施する災害救助用物資の供給等の応急対策活動に協力するものとする。

(要請の手続)

第4条 甲が乙に対して協力の要請を行う際には、文書(様式第1号)をもって、これを行うものとする。ただし、文書を提出する時間的猶予がない場合又は要請事項に協議が必要な場合は、口頭、電話等で要請を行い、その後、すみやかに乙に対して文書を提出するものとする。

(活動の報告)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく協力を実施した際には、甲に対して、報告書(様式第2号)を提出するものとする。ただし、文書を提出する時間的猶予がない場合は、口頭、電話等で報告し、その後、すみやかに甲に対して文書を提出するものとする。

(価格の決定)

第6条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、甲乙間で協議の上、速やかに決定する。

(経費の支払)

第7条 前条の規定により決定された費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(通知)

第8条 甲は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われることを目的として、甲が定める地域防災計画等に変更が生じた場合には、その都度、乙に通知するものとする。

2 甲及び乙は、本協定に関して担当部署を定め、それを変更した場合には、相互に通知するものとする。

(実施の細目)

第9条 本協定に規定するもののほか、物資等の緊急輸送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

(事故による損害)

第10条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項について疑義を生じた場合は、甲乙間の協議にて決定するものとする。

(紛争の解決)

第12条 本協定に関して紛争が生じた場合は、甲乙間の協議にて解決を図るものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示をしない限り、期間満了の日から1年間延長するものとし、以降も同様に扱うものとする。

(適用)

第14条 本協定は、平成29年7月14日から適用する。本協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月14日

甲 一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 小牧市新小木一丁目31番地
日本通運株式会社 名古屋ロジスティクス支店
支店長 小林 篤弘

(別記)

緊急物資集配拠点

一宮市地域防災計画に定める緊急物資集配拠点は以下の通りである。
ただし、被災状況により変更の可能性がある。

1. 一宮スポーツ文化センター
一宮市真清田一丁目 2 番 30 号
電話:0586-24-1881

2. 尾西生涯学習センター講堂
一宮市東五城字備前 12
電話:0586-62-8333

2 1 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入、仕分け及び避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続等について定め、災害応急対策、災害復旧対策及び受援計画が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

- (1) 甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設での備蓄品や支援物資等の受入と仕分け
- (2) 甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- (3) 甲が管理する物資集積所等から避難所への配送
- (4) 一宮市災害対策本部等への物流の専門家（作業の指揮者及び技能者等）の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前2条の要請により実施した協力内容について、速やかに様式第2号により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、甲乙間で協議の上、速やかに決定する。

（費用の請求及び支払）

第6条 前条の規定により決定された費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（被災市町村への応援）

第7条 甲が、被災した他市町村への協力又は応援を行う場合、乙は、本協定の趣旨に準じて、

できる限り協力をするものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後、それぞれ速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(実施細目)

第9条 本協定に規定するもののほか、物資等の緊急輸送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

(免除)

第10条 乙が被災した場合、甲及び乙は、協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月14日

(甲) 一宮市本町二丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 中野 正康

(乙) 小牧市三ツ瀬惣作1350

佐川急便株式会社

中京支店長 外山 智

2 2 災害時における物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）

一宮市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に被災者及び避難者に対する支援を行うための物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 災害対策本部等への物流の専門家の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の共有

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害救助法の法令等の定めがある物を除き甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に書面により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月19日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 小牧市新小木2-8
ヤマト運輸株式会社 小牧主管支店
支店長 高橋 千里

2 3 災害時における物資等に関する協定書 (東海倉庫株式会社一宮営業所)

一宮市(以下「甲」という。)と東海倉庫株式会社一宮営業所(以下「乙」という。)との間において、災害時における物資等に関して、以下の通り協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、一宮市内及び一宮市が災害時に協力するために締結している市町村の区域内において、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生することが予想される場合(以下「災害時」という。)に、災害救助用物資の供給等の応急対策活動が迅速かつ効果的に行われることを目的として、甲が設置する緊急物資集配拠点(別記)等での災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出し、当該物資等の輸送等について、甲が乙に協力を求める場合に必要となる事項を定めるものである。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に災害救助用物資の供給等の応急対策活動が迅速かつ効果的に行われることを目的として、緊急物資集配拠点を開設したときは、乙に対し、人員及び機材の派遣の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、災害時に災害救助用物資の供給等の応急対策活動が迅速かつ効果的に行われることを目的として、トラック等の車両による輸送等を必要とするときは、乙に対し、輸送等の協力を要請することができるものとする。

(協力の実施)

第3条 前条の規定に基づき要請を受けた乙は、必要となる人員、機材、輸送車両等の準備を行い、甲が実施する災害救助用物資の供給等の応急対策活動に協力するものとする。

(要請の手続)

第4条 甲が乙に対して協力の要請を行う際には、文書(様式第1号)をもって、これを行うものとする。ただし、文書を提出する時間的猶予がない場合又は要請事項に協議が必要な場合は、口頭、電話等で要請を行い、その後、すみやかに乙に対して文書を提出するものとする。

(活動の報告)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく協力を実施した際には、甲に対して、報告書(様式第2号)を提出するものとする。ただし、文書を提出する時間的猶予がない場合は、口頭、電話等で報告し、その後、すみやかに甲に対して文書を提出するものとする。

(価格の決定)

第6条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、甲乙間で協議の上、速やかに決定する。

(経費の支払)

第7条 前条の規定により決定された費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化し

た後、速やかに乙に支払うものとする。

(通知)

第 8 条 甲は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われることを目的として、甲が定める地域防災計画等に変更が生じた場合には、その都度、乙に通知するものとする。

2 甲及び乙は、本協定に関して担当部署を定め、それを変更した場合には、相互に通知するものとする。

(実施の細目)

第 9 条 本協定に規定するもののほか、物資等の緊急輸送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

(事故による損害)

第 10 条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(疑義の決定)

第 11 条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙間の協議にて決定するものとする。

(紛争の解決)

第 12 条 本協定に関して紛争が生じた場合は、甲乙間の協議にて解決を図るものとする。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示をしない限り、期間満了の日から 1 年間延長するものとし、以降も同様に扱うものとする。

(適用)

第 14 条 本協定は、令和 4 年 3 月 30 日から適用する。本協定を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 30 日

甲 一宮市本町二丁目 5 番 6 号
一宮市

代表者 一宮市長 中野 正康

乙 一宮市八幡四丁目 1 番 16 号
東海倉庫株式会社 一宮営業所

所長 蒲 博隆

(別記)

緊急物資集配拠点

一宮市地域防災計画に定める緊急物資集配拠点は以下の通りである。
ただし、被災状況により変更の可能性がある。

1. 一宮スポーツ文化センター

一宮市真清田一丁目 2 番 30 号

電話:0586-24-1881

2. 尾西生涯学習センター講堂

一宮市東五城字備前 12

電話:0586-62-8333

24 災害時における物資輸送等に関する協定書 (一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク、株式会社ベクターロジスティクス)

一宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）並びに株式会社ベクターロジスティクス（以下「丙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に被災者及び避難者に対する支援を行うための物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙及び丙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲、乙及び丙間における協力事項に関し定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲が乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 災害対策本部等への物流の専門家の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙及び丙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙及び丙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙及び丙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙及び丙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の共有

(協力要請の手続き)

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(事故等)

第4条 乙及び丙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙及び丙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙及び丙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第5条 乙及び丙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙及び丙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害救助法の法令等の定めがある物を除き甲乙丙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲、乙及び丙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に書面により報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月4日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワーク

理事長

丙 一宮市丹陽町外崎字久古491番地
株式会社ベクターロジスティクス

代表取締役

25 災害時における物資輸送等に関する協定書 (福山通運株式会社一宮支店)

一宮市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社一宮支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に被災者及び避難者に対する支援を行うための物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 第1号又は第2号配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 災害対策本部等への物流の専門家の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（支援要請の手続）

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲の負担とするものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（額の決定）

第5条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、法令その他の定めがあるものを除くほかは、次の価格を参考として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 運送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金の額
- (2) 資機材の使用料については、実勢相場相当の額
- (3) 荷役作業の人件費については、日当相当の額

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、または、乙の状況により支援困難な場合は、甲及び乙は協議の上、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月16日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 一宮市木曾川町黒田十二ノ通り18番
福山通運株式会社 一宮支店
支店長 尾関 大嗣

26 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

一宮市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市長 中野 正康

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額＝(派遣人員数×派遣日数)×業務従事単価※(交通費及び事務的経費等を含む)

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

愛知県知事 殿
（団体名 会長 殿）

一宮市長 氏名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第4条第1項（災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第3条）の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 必要な人員等の内容

従事人数	従事期間	業務内容等
人	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	
人	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	

（適宜行を追加すること）

3 口頭による要請をした場合の日付

年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者

（職名）

（氏名）

（電話番号）

（FAX）

（E-mail）

27 災害時における相互連携に関する協定書 (中部電力パワーグリッド株式会社一宮営業所 (現 中部電力パワーグリッド株式会社一宮支社))

一宮市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社一宮営業所（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、以下のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一宮市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、一宮市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、一宮市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、一宮市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- (7) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月15日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長

乙 愛知県一宮市浜町6丁目2番地
中部電力パワーグリッド株式会社
一宮営業所長

28 災害時における相互連携に関する協定 (西日本電信電話株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、一宮市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携して対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、一宮市内とする。

(連携事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合又はその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要な活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、一宮市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- (7) 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月7日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野 正康

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘

29 災害時における応急対策の協力に関する協定 (一宮(管)防災委員会)

一宮市(以下「甲」という。)と一宮(管)防災委員会(以下「乙」という。)とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設(以下「公共施設」という。)が被災した場合(以下「災害時」という。)における応急復旧その他の応急処置(以下「応急対策」という。)の協力に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

(応急対策の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

(1) 甲が管理する公共施設の機能の確保等緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(協力の要請)

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月31日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市大志1丁目6番19号
一宮(管)防災委員会
委員長 村 川 邦 夫

【変更履歴】 平成29年6月1日 一部改正

一宮(管)防災委員会

大野設備工業(株)	(有)永田設備工業
(資)大宮工業	ハヤカワ工業(株)
籠宮工業(株)	菱川工業(株)
(株)近藤設備工事店	(有)日野設備
(株)サン・エネルギー・サービス	船橋設備(株)一宮支店
大興建設(株)	(有)松阪設備工業
大洋工業(株)	村川設備工業(株)
中部管工事工業(株)	(株)森銀
中島工業(株)	ワシズ機械(株)

(2024年4月現在 順不同)

30 災害時における応急対策の協力に関する協定 (協同組合一宮グリーンクラブ)

一宮市（以下「甲」という。）と協同組合一宮グリーンクラブ（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する街路樹等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する街路樹等の撤去等

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月31日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市本町1丁目7番2号

協同組合一宮グリーンクラブ

理事長 加 藤 裕

協同組合一宮グリーンクラブ

(有)青山造園	柴垣造園土木(株)
(株)一宮工務店	新日土木(有)
(株)今井造園	高橋造園土木(有)
(有)大川造園	(有)中日本造園
(有)片山造園	(株)野田造園
加藤造園(株)	菱川造園土木(株)
(有)国立造園	(有)松本造園
三興(株)	(有)やまと造園
(有)重松造園	(有)緑華園

(2024年4月現在 順不同)

3 1 災害時における応急対策の協力に関する協定 (一宮災害対策電気協会)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮災害対策電気協会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設の機能の確保等緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月31日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市大宮3丁目5番25号

一宮災害対策電気協会

会長 奥 村 茂

【変更履歴】 平成29年6月1日 一部改正

一宮災害対策電気協会

愛知システムサービス(株)	(株)蘇東電機商会
一宮電話興業(株)	第一電気工事(有)
(株)五和電気工業	(有)東海電設
大橋電機(株)	(株)東電
(株)岡本電気	東邦電気工事(株)
小川電機設備	日電(株)
奥村電機(株)	長谷川電気(株)
川村電機(株)	(有)富士電設
(株)弘洋電機	間瀬電気(株)
(株)後藤電機製作所	(株)マルエム商会
(株)サトワ電工	(株)村橋電機
(株)柴田電機	大和電設工業(株)
新生電気工事(株)	

(2024年4月現在 順不同)

3 2 災害時における応急対策の協力に関する協定 (一宮災害対策建築協力会)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮災害対策建築協力会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第 3 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設の機能の確保等緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第 4 条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第 5 条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第 6 条 甲は、第 4 条第 1 項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年8月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市せんい2丁目9番5号

一宮災害対策建築協力会

会長 榊 原 譲

【変更履歴】 平成29年6月1日 一部改正

一宮災害対策建築協力会

(株)朝日組	(株)シモムラ・プランニング社
(株)安福組	昭和土建(株)
イチコウ建設(株)	大精建設(株)
(株)いわいハウジング	(有)大和建设
(株)岩田組	チアキ建設工業(株)
(株)岩道建設	(株)東京建設
(株)ウエダ	東陽住建(株)
(株)大野建築作業所	中野建設(株)
(株)賀真田工務店	(株)中村工業
加茂建設(株)	日愛工業(株)
(株)ケイズテクノ	日幸建設(株)
(有)けんちくモリキ	(株)ハセコウ工務店
(株)材兼商店	(株)丸加木材製作所
榑原建設(株)	武藤建設(株)
澤崎建設(株)一宮支店	護人建設(株)
(株)三昭堂	(株)吉田組

(2024年4月現在 順不同)

3 3 災害時における応急対策の協力に関する協定 (尾張塗装防水協同組合)

一宮市（以下「甲」という。）と尾張塗装防水協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設の機能の確保等緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 中野 正康

乙 一宮市馬見塚字長畑32番地3

尾張塗装防水協同組合

代表理事 山内 慎也

尾張塗装防水協同組合

アイギ防水(株)	(株)小松塗装
アサイエンタープライズ(株)	(株)SANEI
(株)一宮看板店	(株)ティー・ツー
エス・ビー建材(株)	(株)奈良建装
(有)奥村塗装店	(株)マスター
(株)カラース	(株)ユーアールエー

(2024年4月現在 順不同)

3 4 災害時における応急対策の協力に関する協定 (一宮市建設協同組合)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮市建設協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設の機能の確保等緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月31日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市大字浅野字西大土105番地1

一宮市建設協同組合

理事長 渡辺 洋治

一宮市建設協同組合

市川建設(株)	(株)永井組
(株)イチテック	永井建設工業(株)
木曾川物産(株)	中村土木(株)
木全建設(株)	ハヤカワ工業(株)
九州興業(株)	平野建設(株)
五曠建設(株)	富士建設(株)
昭和土建(株)	(株)松本組
曾根建設(株)	松山建設(株)
大興建設(株)	(株)丸中組
高田建設(株)	(株)水谷組
中部實業(株)	明起興業(株)
(株)貞宝建設	(株)吉田組
(株)寺西組	(株)渡邊組
東海建設(株)	

(2024年9月現在 順不同)

35 災害時における応急対策の協力に関する協定 (一宮土木協同組合)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮土木協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する道路、河川等の施設（以下「道路施設等」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する道路施設等の機能の確保等、緊急を要する道路施設等の応急復旧作業

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月31日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市大和町苅安賀字花井町裏2860番地2

一宮土木協同組合

理事長 市岡 重利

一宮土木協同組合

(株)市岡組	(株)中部道路施設
市川建設(株)	坪内建設(株)
(株)伊藤組	(有)帝建
(有)稲葉組	(株)貞宝建設
稻春建設(株)	東海建設(株)
(株)植田建設	豊島建設(株)
エイワ建設(有)	(有)中川総業
(株)加藤建設	(有)蜂須賀組
(有)金田組	花正建設(株)
(株)神谷組	伴野建設(株)
(有)キテラ	丸二土木(株)
(株)小島建設	丸八建設(株)
五藤建設(株)	水野建設(有)
三和興産(株)	(株)三谷設備工業
大一建設(有)	(株)三宅組
(有)大東技業	(株)宮本組
大土建設(有)	(有)森組
(有)宝興業	森工(株)
中部實業(株)	吉川建設(株)

(2024年9月現在 順不同)

3 6 災害時における応急対策の協力に関する協定 (尾張三恵建設協同組合)

一宮市（以下「甲」という。）と尾張三恵建設協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する排水ポンプ設備等の機能の確保等、緊急を要する応急復旧作業

（2）緊急を要する設備関連部材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 中野正康

乙 一宮市本町1丁目7番2号

尾張三恵建設協同組合

理事長 岩本 淳

尾張三恵建設協同組合

(株)市岡組	(有)タツミ設備
(有)稲葉組	(株)貞宝建設
大野設備工業(株)	(株)テクニクエスエス
(資)大宮工業	(有)戸松設備工業
(有)尾関水道設備	(有)中川総業
(株)加藤建設	中島工業(株)
(株)神谷組	(有)永田設備工業
考える巧房(株)	花正建設(株)
KOUKEN(株)	(有)日野設備
五藤建設(株)	(有)松阪設備工業
(株)後藤電機製作所	(株)三谷設備工業
(株)サン・エネルギー・サービス	(株)三宅組
(株)三幸設備	森工(株)
三和興産(株)	(株)悠建設
(有)センター住建	吉川建設(株)
(有)全日工務店	

(2024年9月現在 順不同)

37 災害時の応援協力に関する基本協定書 (社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会) (現 公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

一宮市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害により一宮市内に被害が発生した場合（以下「災害時」という。）の応援協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に、一宮市の地域における応援協力を求めるにあたり、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応援協力の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する応援協力は、次のとおりとする。

- （1）甲が管理する公共用財産の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- （2）登記・境界関係相談所の開設
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援協力

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に応援協力を必要とするときには、乙に対して要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第3条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応援協力の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条各号に定める応援協力の実施に要する経費については、乙が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に定める災害復旧のための筆界点の復元に要する経費については、甲が負担する。

3 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 その他経費負担について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

（名簿等の提出）

第6条 乙は、毎年1回、次の書類を甲に提出するものとする。

- （1）応援協力に関する乙の組織図
- （2）応援協力に関する連絡担当者
- （3）応援協力に従事できる社員名簿
- （4）その他、必要と認められる事項

(人道的支援)

第7条 乙は、災害発生時に、乙の社員や乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員に対して、被災者に対する人道的支援をするよう呼びかけるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号
社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 高 木 秀 夫

一宮統轄支所長
理 事 加 納 寛 爾

38 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量

- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

- 第6条** 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。
- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

- 第7条** 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。
- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

- 第8条** 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。
- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

- 第9条** 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。
- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

- 第10条** 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

- 第11条** 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。
- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

(附則)

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

	日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長	早川 勝
	愛知県公営企業管理者
企業庁長	深谷 憲彦
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び	下水道事業管理者
上下水道局長	山田 雅雄
	愛知用水北部地域
関係会員	瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団
	春日井市
会長	地域会長 県水道北部ブロック協議会
	瀬戸市長 増岡 錦也
	愛知用水南部地域
関係会員	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市
	阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町
武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団	
会長	地域会長 県水道南部ブロック協議会
	常滑市長 石橋 誠晃
	尾張地域
関係会員	一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市
	尾西市 小牧市 岩倉市 清洲町 木曾川町
	七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町
	八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡
	東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽広
	域事務組合
会長	地域会長 尾張水道連絡協議会
	春日井市長 鵜飼 一郎
	西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市
 知立市 高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町
 藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村
 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団
 地域会長 西三河水道事業連絡協議会
 会長 岡崎市長 柴田 紘一
 東三河地域
 関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市
 音羽町 一宮町 小坂井町 御津町 渥美町
 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村
 鳳来町 作手村
 地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
 会長 豊橋市長 早川 勝
 立会人
 愛知県健康福祉部長 新家 正義

(別表第1)

救 援 体 制 表

水道事業者名	所在地	電話	(昼間)	(夜間)
〔1〕 応 急 給 水 用 具	〔2〕 緊 急 連 絡 先	〔4〕 緊 急 工 事 指 定 業 者		
品 名	車 容 種 量	数 量	摘 要	
職 名	氏 名	電 話		電 話
		昼間	夜間	
給水タンク車		台		
撒水車		台		
消防タンク車		台		
給水タンク		基	車つき	
〃		基	車なし	
ポリ容器	200	個		
水袋	20	個		
〔3〕 備 蓄 資 材		〔その他〕		
(摘 要)		管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。		

39 災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（江南市）

災害等の発生により一宮市又は江南市において給水できない場合における給水援助にかかる緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用に関する協定を次のとおり締結する。

第1条 受水側（以下「甲」という。）は連絡管により給水を受ける必要が生じた場合は、供給側（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。

第2条 甲、乙協議の結果連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲、乙立会のうえ、甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。

第3条 料金は使用水量に浄水単価（愛知県尾張水道用水供給事業よりの受水に対する使用料金とする。）を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は、水理公式による。

第4条 前条の浄水単価は乙側の愛知県への申し込み水量の範囲において適用し、その水量を超えた場合、その超過料金は甲側の負担とする。

第5条 連絡管の維持管理の境界は甲、乙両者の工事区間とする。

第6条 協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定書の締結を証するため、本書2通を作成し両者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和56年3月10日

一宮市水道事業等管理者

野村孝治

江南市水道事業

江南市長 福田清

連絡管名称	連絡相手	想定給水能力 (m^3 /日)	給水可能人口 (人)	備考
瀬部地内緊急連絡管	江南市	1,600	6,200	昭和55年度施工
浅井町小日比野地内	〃	5,000	20,000	昭和56年度施工
千秋町勝栗地内	〃	3,900	15,600	昭和58年度施工
合計		10,500	41,800	

40 災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（稲沢市）

愛知県一宮市（以下「甲」という。）と愛知県稲沢市（以下「乙」という。）は、災害時等における水の相互融通のための緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の設置及び運用方法に関し、次のとおり協定を締結する。

（協議）

第1条 甲、乙それぞれが、連絡管より給水を受ける必要が生じた場合は、甲、乙速やかに協議しなければならない。

（仕切弁操作方法）

第2条 甲、乙協議の結果、連絡管の使用を必要と認めた場合、ただちに甲、乙立会いのうえ、甲側仕切弁は甲が、乙側仕切弁は乙がそれぞれ開閉栓作業をするものとする。

（使用料金）

第3条 使用料金は、使用水量に県水単価（愛知県企業庁水道用水供給事業からの受水に対する使用料金とする。）を乗じて得た額に消費税及び特別地方消費税を加算した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

（融通水）

第4条 融通する水は、浄水とする。

2 融通することが可能な水量は、甲、乙協議するものとする。

3 使用水量の算定方法は、水理公式を用いるものとする。

（維持管理区分）

第5条 連絡管の維持管理区分は、別紙図面に掲げる甲、乙両者の工事施工区間とする。

（既存協定書の廃止）

第6条 「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書」（昭和51年8月19日締結及び昭和53年3月31日締結）は、廃止する。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成18年3月20日

甲 一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者
竹 中 良 博

乙 稲沢市水道事業

稲沢市長 服 部 幸 道

別紙図面省略

災害時等緊急連絡管一覧

連絡管名称	連絡相手	想定給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	給水可能人口 (人)	備 考
萩原町西御堂地内緊急連絡管	稲沢市	4,300	17,000	昭和 50 年度施工
西中野地内 "	"	400	1,500	昭和 52 年度施工
合 計		4,700	18,500	

4 1 災害時における緊急調査及び応急対策の協力に関する協定 (一宮市指定水道工事店協同組合)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮市指定水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する上下水道等の管路施設（以下「管路施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における被害状況の緊急調査（以下「緊急調査」という。）と、応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための緊急調査と応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ市の大部分に大規模な損害が認められる場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

(緊急調査の内容)

第3条 乙は、第2条に定める災害のうち、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、管路施設の被害状況を可能な限り調査し、甲に迅速に報告する。

2 乙は、避難所のうち、公共下水道に接続している小中学校の給排水設備について、使用の可否を調査し、甲に報告する。

3 乙は、被害状況の報告や応急対策の連絡調整を行うため、甲の管路保全課庁舎に防災担当委員（以下「連絡員」という。）を置く。

(応急対策の内容)

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する管路施設の機能の確保等緊急を要する管路施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(応急対策の要請)

第5条 甲は災害時において、乙に応急対策を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力する。

3 甲は、第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行う。ただし、緊急を要する場合には、連絡員に直接口頭により行い、その後速やかに文書を交付する。

(応急対策完了の報告)

第6条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告する。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、連絡員より口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- (2) 応急対策の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項
(経費の負担)

第7条 乙及びその会員が緊急調査や応急対策に要した費用は、甲が負担する。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定める。

(建設資機材等の報告)

第8条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告する。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出する。
- 3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努める。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙のいずれからもこの協定の解除の申し出がない限り、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上各自その1通を保有する。

平成30年 3月30日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小塚 重男

乙 一宮市緑4丁目5番33号
一宮市指定水道工事店協同組合
代表理事 西崎 紀夫

4 2 災害時における応急対策の協力に関する協定 (一宮土木協同組合)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮土木協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合
- （2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

- （1）甲が管理する公共施設の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- （2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項

について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月 2日

甲 一宮市本町二丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者 飯田 正明

乙 一宮市大和町苧安賀字花井町裏2860番地2

一宮土木協同組合

理事長 市岡 重利

4 3 災害等発生時における応急対策の協力に関する協定書 (第一環境株式会社中部支店)

一宮市（以下、「甲」という。）と第一環境株式会社中部支店（以下、「乙」という。）は、地震、風水害等自然災害、水道管破損、水質汚染等事故（以下、「災害等」という。）の発生により、甲が行う給水活動及びその他の応急的業務（以下、「給水活動等業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等発生時において、市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために行う給水活動等業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害等)

第2条 この協定の対象となる災害等は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合
- (2) その他、水道管破損、水質汚染事故等により、甲が行う給水活動等業務に乙の協力が必要であると認めた場合

(給水活動等業務の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する給水活動等業務は、次のとおりとする。

- (1) 給水活動 甲が行う給水活動の補助
- (2) 応急的業務 広報及び電話対応、その他関連する業務

(協力の要請)

第4条 甲は、災害等発生時において、甲のみでは十分な給水活動等業務が実施できないと認められるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、甲の行う給水活動等業務に協力するものとする。ただし、災害規模が市内を超え、広範囲に及ぶ場合、必要人員・車両数・期間については、その都度甲、乙が別途協議して定めるものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、要請の理由、要請の期間、内容及びその他必要な事項を明らかにして、「災害時協力要請書(様式第1号)」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書にて要請をするものとする。

(完了の報告)

第6条 乙は、甲から要請された応急給水活動等業務を完了した場合は、甲に対して

「災害時協力実施報告書（様式第2号）」により報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が上下水道部の休業日及び営業時間外に応急給水活動等業務を行った場合、応急給水活動等業務に要した費用を負担するものとする。この場合において、甲が負担する額については、災害時協力実施報告書に基づき算定し、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（危険負担）

第8条 乙は、応急給水活動等業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

（補償）

第9条 この協定に基づいて第3条の応急給水活動等業務に従事した応援要員が、当該応援給水活動等業務に起因して死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

第10条 乙は、災害等発生時における応急給水活動等業務を円滑に遂行するため、甲の行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 1月27日

甲 一宮市本町二丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者 小塚 重男

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号

第一環境株式会社中部支店

支店長 渡辺 隆之

様式第 1 号

平成 年 月 日

第一環境株式会社中部支店
支店長 渡 辺 隆 之 様

一宮市水道事業等管理者
小 塚 重 男

災 害 時 協 力 要 請 書

下記のとおり、「災害等発生時における応急対策の協力に関する協定書（水道・下水道）」に基づき、要請をします。

項 目	内 容
1.被災、事故の概要	
2.応援の区分	応急給水 応急的業務（ 広報・電話対応等 ）
3.応援人員等	人員： 人 車両： 台
4.配置場所等	
5.応援の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 日間）
6.要望事項、その他 付記事項	
7.上下水道部担当	一宮市上下水道部 課（担当者： ） 電話番号： FAX 番号： メールアドレス：

平成 年 月 日

一宮市水道事業等管理者
小 塚 重 男 様

第一環境株式会社中部支店
支店長 渡 辺 隆 之

災 害 時 協 力 実 施 報 告 書

下記のとおり、「災害等発生時における応急対策の協力に関する協定書（水道・下水道）」に基づき、報告をします。

項 目	内 容
1.被災、事故の概要	
2.応援の区分	応急給水 応急的業務（広報・電話対応等）
3.応援人員等	人員： 人 車両： 台
4.配置場所等	
5.応援の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（日間）
6.その他報告事項	
7.担当者	第一環境株式会社中部支店（担当者： ） 電話番号： FAX番号： メールアドレス：

注）配置場所等複数の場合は、内訳書を添付すること。

4 4 災害時における応急復旧に要する資材の供給に関する協定書 (大成機工株式会社名古屋支店)

一宮市（以下「甲」という。）と大成機工株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に要する資材の供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災した公共施設の応急復旧について、甲が乙の協力を得て、迅速に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（供給協力の要請）

第3条 甲は、災害時において被災した公共施設の応急復旧に乙の取り扱う資材が必要であると認めたときは、乙に対して当該資材の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他に優先して資材の供給について協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、品名、数量、納入場所その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第5条 乙は、甲から要請された資材の納入を完了した場合、納入場所において文書により報告し、甲の検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した資材の費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（資材の報告）

第7条 乙は、災害時に協力できる資材を把握し、甲が報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月2日

甲 一宮市本町二丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者 飯田 正明

乙 名古屋市中村区名駅3丁目22-8

大成機工株式会社 名古屋支店

執行役員支店長 潮 崎 光 洋

4 5 災害時における復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会)

一宮市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会（以下「乙」という。）とは、災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して、以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の、対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 協定下水道施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査
- (2) 災害報告に必要な資料の作成
- (3) 被災した協定下水道施設の応急復旧工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う維持又は修繕に関する工事
- (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
- (5) その他甲と乙の協議により必要とされる業務

2 前項の要請に関する甲の連絡窓口は一宮市上下水道部計画調整課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 前2項に基づく要請は支援内容を明らかにした協力要請書（第1号様式）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出する。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（管理者承認の不要）

第4条 乙は、前条の規定による業務を遂行するときは、甲の承認を得ることなく工事又は維持を行うことができる。

（費用）

第5条 第3条の業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 費用の算出方法については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管

理積算要領」に基づき、実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。

(報告)

第6条 乙は、第3条の業務が終了したときは、すみやかに甲に対し要請協力実施報告書(第2号様式)(以下、「報告書」という。)をもって報告を行う。

2 乙は、毎年4月1日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告する。

(協定下水道施設データの提供)

第7条 甲は、協定下水道施設の調査に必要となる図面等を、PDF等の電子データにて、乙に提供する。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを甲の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。

3 甲は、適宜、最新の電子データを乙に提供する。

(協定下水道施設データの開示)

第8条 乙は、第3条に基づく支援要請があった時、支援出動する乙の会員に対し前条の電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、前条の電子データを支援業務又は、必要な報告書等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(違反措置)

第11条 甲又は乙が、この協定の定め違反した場合、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年12月18日

甲 愛知県一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小 塚 重 男

乙 愛知県名古屋市中村区長箴町1丁目11番地
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長 本 多 行 夫

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

様

一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者

協力要請書

災害時における復旧支援協力に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	職名 氏名 (電話)
要請日時	年 月 日 () 時 分
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日まで 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者
様

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

要請協力実施報告書

災害時における復旧支援協力に関する協定第3条の規定に基づき要請がありました業務実施について、同協定第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要請書番号	年 月 日付け 第 号
報告担当者	職名 氏名 (電話)
実施業務の内容	
業務従事者	職名 氏名 (電話)
履行場所	
履行の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	※業務の内容がわかる実施内訳書等の書類を添付してください。

46 一宮市・日本下水道事業団災害支援協定

一宮市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図ることで、浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 別表（協定下水道施設一覧）に掲げるもの
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことが

できる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 費用の算出については、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 一宮市 上下水道部 計画調整課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団 東海総合事務所 施行管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成30年 4月24日

甲 愛知県一宮市本町二丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者 小塚重男

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

代表者 理事長 辻原俊博

4 7 災害時における緊急支援協力に関する協定 (株式会社ウォーターエージェンシー)

一宮市（以下「甲」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の自然災害により、甲の所管する上下水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における緊急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対して要請する緊急支援に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において実施する上下水道施設の災害応急対策に乙の支援が必要であると判断したときは、乙に対し支援要請を行う。

2 乙は、前項の支援要請を受けたときは、特段の事情がない限り、そのときにおける乙の規模及び能力に応じてこれに協力する。

（支援要請の手続き）

第3条 前条に基づく支援要請は、災害時の状況により最善かつ迅速、正確な手段と判断される通知方法により甲から乙に行い、口頭による通知の場合は、甲は要請後に「災害時支援要請書」（様式第1号）により乙に正式な要請を行う。

2 前項の要請に関する甲の窓口は、一宮市上下水道部計画調整課、乙の連絡窓口は、株式会社ウォーターエージェンシー名古屋営業所とする。

（緊急支援活動業務）

第4条 乙が行う緊急支援活動業務（以下「支援業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道施設の被害状況調査
- (2) 上下水道施設の応急修繕の実施及び施設修繕工事の立会い
- (3) 上下水道施設の運転操作
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に甲から要請のあった事項

（支援要員の派遣）

第5条 乙は第3条の規定により支援の要請を受けたときは、速やかに支援業務を行う体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力する。

2 前項の規定による支援業務にあたり、乙は、甲の職員の指示に従う。

（実施体制）

第6条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、この協定締結後速やかに災害対策連絡網を整備する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて支援業務に従事した乙の従業員が、支援業務に起因して負傷若しくは罹患、死亡（以下併せて「業務災害」という。）した場合の補償については、乙の責任において行う。但し、業務災害の原因が甲の非による場合には、甲の責任において補償を行う。

(費用負担)

第8条 この協定に基づき、乙が支援業務の実施にあたり要した費用は甲が負担する。

2 費用の算出については、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払う。

(報告事項)

第9条 乙は支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し「災害時支援報告書」（様式第2号）をもって報告を行う。

(損害の賠償)

第10条 乙は支援業務の実施にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において処理しなければならない。

2 支援業務の実施にあたり、甲、乙双方の責に帰すべからざる事由により第三者に損害を与えた場合、又は甲若しくは乙の保有する機械器具等に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙協議し決定する。

(防災訓練等)

第11条 乙は、災害時における支援業務が円滑に遂行できるよう、甲の行う防災訓練等に積極的に参加する。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対し、この協定の解除の申し出がない場合、この協定は1年間更新し、以降も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定する。

(違反した場合の処置)

第14条 甲と乙いずれの当事者も、他方の当事者がこの協定上の義務に違反した場合は、書面による通告をもってこの協定を解除できる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通

を保有する。

平成31年 2月28日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小塚重男

乙 愛知県名古屋市守山区新守町154番地
株式会社ウォーターエージェンシー
名古屋営業所
営業所長 藤井雄司

48 災害時における緊急支援協力に関する協定 (メタウォーターサービス・メタウォーター共同企業体)

一宮市（以下「甲」という。）とメタウォーターサービス・メタウォーター共同企業体（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の自然災害により、甲の所管する上水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における緊急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対して要請する緊急支援に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において実施する上水道施設の災害応急対策に乙の支援が必要であると判断したときは、乙に対し支援要請を行う。

2 乙は、前項の支援要請を受けたときは、特段の事情がない限り、そのときにおける乙の規模及び能力に応じてこれに協力する。

（支援要請の手続き）

第3条 前条に基づく支援要請は、災害時の状況により最善かつ迅速、正確な手段と判断される通知方法により甲から乙に行い、口頭による通知の場合は、甲は要請後に「災害時支援要請書」（様式第1号）により乙に正式な要請を行う。

2 前項の要請に関する甲の窓口は、一宮市上下水道部計画調整課、乙の連絡窓口は、メタウォーターサービス株式会社 事業推進本部 中日本営業部とする。

（緊急支援活動業務）

第4条 乙が行う緊急支援活動業務（以下「支援業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 中央監視設備及び遠方監視設備の被害状況調査
- (2) 中央監視設備及び遠方監視設備の修繕の実施及び修繕工事の立会い
- (3) 中央監視設備及び遠方監視設備の運転操作
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に甲から要請のあった事項

（支援要員の派遣）

第5条 乙は第3条の規定により支援の要請を受けたときは、速やかに支援業務を行う体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力する。

2 前項の規定による支援業務にあたり、乙は、甲の職員の指示に従う。

(実施体制)

第6条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、この協定締結後速やかに災害対策連絡網を整備する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて支援業務に従事した乙の従業員が、支援業務に起因して負傷若しくは罹患、死亡（以下併せて「業務災害」という。）した場合の補償については、乙の責任において行う。但し、業務災害の原因が甲の非による場合には、甲の責任において補償を行う。

(費用負担)

第8条 この協定に基づき、乙が支援業務の実施にあたり要した費用は甲が負担する。

- 2 費用の算出については、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払う。

(報告事項)

第9条 乙は支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し「災害時支援報告書」（様式第2号）をもって報告を行う。

(損害の賠償)

- 第10条 乙は支援業務の実施にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において処理しなければならない。
- 2 支援業務の実施にあたり、甲、乙双方の責に帰すべからざる事由により第三者に損害を与えた場合、又は甲若しくは乙の保有する機械器具等に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙協議し決定する。

(防災訓練等)

第11条 乙は、災害時における支援業務が円滑に遂行できるよう、甲の行う防災訓練等に積極的に参加する。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の（運転管理を開始する）日から令和20年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定する。

(違反した場合の処置)

第14条 甲と乙いずれの当事者も、他方の当事者がこの協定上の義務に違反した場合は、書面による通告をもってこの協定を解除できる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 5 年 3 月 31 日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小塚重男

乙 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
メタウォーターサービス・メタウォーター共同企業体
代表者
メタウォーターサービス株式会社
事業推進本部 中日本営業部
部長 吉本 二郎

災害時支援要請書

第 号
令和 年 月 日

メタウォーターサービス・メタウォーター共同企業体
代表者
メタウォーターサービス株式会社
事業推進本部 中日本営業部
部長 様

一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者

印

下記のとおり市内において発生した災害により上下水道施設等に大きな被害を受けております。

つきましては、貴社と締結しております「災害時における緊急支援協力に関する協定」第3条に基づき緊急支援を要請します。

記

1 要請担当者	班名 氏名 連絡先（電話）
2 要請日時	年 月 日（ ） 時 分
3 被災、事故の概要	
4 要請内容	
5 履行場所	
6 履行の期日 又は、期間	期日： 年 月 日（ ）まで 期間： 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
7 付記事項	

災害時支援報告書

令和 年 月 日

一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者

メタウォーターサービス・メタウォーター共同企業体
代表者
メタウォーターサービス株式会社
事業推進本部 中日本営業部
部長 印

「災害時における緊急支援協力に関する協定」第3条の規程に基づき要請がありました業務実施について、同協定第9条の規程に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 要請番号	年 月 日付け 第 号
2 履行日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
3 履行場所	
4 業務内容	
5 使用資機材	
6 従事者氏名	
7 報告担当者	
備 考	

49 災害時における応急復旧に要する資材の供給に関する協定書 (コスモ工機株式会社名古屋支店)

一宮市（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に要する資材の供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災した公共施設の応急復旧について、甲が乙の協力を得て、迅速に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合
- （2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（供給協力の要請）

第3条 甲は、災害時において被災した公共施設の応急復旧に乙の取り扱う資材が必要であると認めたときは、乙に対して当該資材の供給について協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲で優先的に資材の供給について協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、品名、数量、納入場所その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第5条 乙は、甲から要請された資材の納入を完了した場合、納入場所において文書により報告し、甲の検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した資材の費用は、甲が負担する。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(資材の報告)

第7条 乙は、災害時に協力できる資材を把握し、甲が報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 甲は、受取確認の結果、商品の瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知する。

2 乙は、商法 526 条の規定に従い瑕疵担保責任を負うこととする。ただし、本件契約が災害時の資材提供であることに鑑み、瑕疵担保責任は当該資材自体について生じた損害に限定する。

(返品)

第9条 甲は、本協定に基づいて提供された資材については、返品を行わないように努めなければならない。ただし、甲が返品を行う場合には、乙と協議し返品査定額を定めるものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や連携強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、要請又は協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 4月20日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小塚重男

乙 名古屋市中区栄二丁目4番18号
コスモ工機株式会社名古屋支店
支店長 島田太陽

50 災害時における応急復旧に要する資材の供給に関する協定書 (株式会社川西水道機器)

一宮市（以下「甲」という。）と株式会社川西水道機器（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に要する資材の供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災した公共施設の応急復旧について、甲が乙の協力を得て、迅速に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合
- （2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（供給協力の要請）

第3条 甲は、災害時において被災した公共施設の応急復旧に乙の取り扱う資材が必要であると認めたときは、乙に対して当該資材の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲で優先的に資材の供給について協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、品名、数量、納入場所その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第5条 乙は、甲から要請された資材の納入を完了した場合、納入場所において文書により報告し、甲の検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した資材の費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(資材の報告)

第7条 乙は、災害時に協力できる資材を把握し、甲が報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 甲は、受取確認の結果、商品の瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知する。

2 乙は、商法 526 条の規定に従い瑕疵担保責任を負うこととする。ただし、本件契約が災害時の資材提供であることに鑑み、瑕疵担保責任は当該資材自体について生じた損害に限定する。

(返品)

第9条 甲は、本協定に基づいて提供された資材については、返品を行わないように努めなければならない。ただし、甲が返品を行う場合には、乙と協議し返品査定額を定めるものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や連携強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、要請又は協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 4月20日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小塚重男

乙 香川県綾歌郡綾川町陶7188番地1
株式会社川西水道機器
代表取締役社長 川西章弘

5 1 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 (愛知県、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

(技術支援協力の定義)

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

(技術支援協力の要請)

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

(委託契約の締結及び費用)

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章 印

乙1 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長 木和田 治伸

乙2 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤 茂

乙3 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市水道事業等管理者
小塚 重男

乙4 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 川本 雅之

乙5 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市下水道事業
半田市長 久世 孝宏

乙6 愛知県春日井市鳥居松町5目44番地
春日井市公共下水道事業
春日井市長 石黒 直樹

乙7 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市下水道事業
豊川市長 竹本 幸夫

乙8 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市下水道事業
津島市長 日比 一昭

- 乙 9 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 瀬垣田 政信
- 乙 1 0 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市長 稲垣 武
- 乙 1 1 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙 1 2 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市長 三星 元人
- 乙 1 3 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長 中村 健
- 乙 1 4 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 1 5 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 原 欣伸
- 乙 1 6 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙 1 7 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延
- 乙 1 8 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗
- 乙 1 9 愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長 加藤 錠司郎

- 乙 2 0 愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行
- 乙 2 1 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重
- 乙 2 2 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙 2 3 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男
- 乙 2 4 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市長 林 郁夫
- 乙 2 5 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩
- 乙 2 6 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩
- 乙 2 7 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 久保田 桂朗
- 乙 2 8 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典
- 乙 2 9 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙 3 0 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良

- 乙 3 1 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙 3 2 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市公共下水道管理者
清須市長 永田 純夫
- 乙 3 3 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙 3 4 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙 3 5 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙 3 6 愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙 3 7 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 佐藤 有美
- 乙 3 8 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 井俣 憲治
- 乙 3 9 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴木 邦尚
- 乙 4 0 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鯖瀬 武

- 乙 4 2 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌生
- 乙 4 3 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一
- 乙 4 4 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高
- 乙 4 5 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町下水道事業
東浦町長 日高 輝夫
- 乙 4 6 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長 籾山 芳輝
- 乙 4 7 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町公共下水道管理者
幸田町長 成瀬 敦
- 乙 4 8 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長 土屋 浩
- 乙 4 9 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長 村上 孝治
- 丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長 庄村 昌明 印

様式第 1

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)

--

2 支援活動開始日 (緊急の場合は想定開始日を記載)

--

3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

--

6 その他

--

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
 中部支部 事務局 様
 (技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
 (技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 1 項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先 (電話)

担 当 :
 電 話 :
 F A X :
 E-mail :

下水道管理者名
(愛知県建設局下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先(電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属： 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

様式第4

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備 考

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
 中部支部 事務局 様
 (技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
 (技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第 3 条第 3 項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備 考

担 当 :
 電 話 :
 F A X :
 E-mail :

5 2 災害活動の協力に関する協定

一宮市（以下「甲」という。）と締結6事業所（以下「乙」という。）との間に災害活動の協力について、次の条項によりこの協定を締結する。

（応援協力）

第1条 火災その他の災害（災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合を除く）が発生し、甲の消防機関の長が乙に対し協力を要請した場合は、乙は所有するマイクロバス及び大型クレーン等特殊装備をした車両等（以下「重機等」という。）を応援協力するものとする。

（要請及び内容）

第2条 甲は、協力要請をするにあたって重機等及び人員その他必要事項を乙に通報しなければならない。

2 甲が乙に協力要請する内容については、重機等の調達、輸送及び操作等の災害対策作業とする。

（協力者の指揮）

第3条 乙は、災害現場において、甲の消防機関の長の指揮に従うものとする。

（重機等の報告）

第4条 乙は、火災その他の災害が発生した場合に協力できる重機等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は重機等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、火災その他の災害が発生した場合に協力できるよう常に重機等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、災害対策の内容、日時、場所、重機等その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第6条 乙は、甲から要請された災害対策作業を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害対策作業に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の応援協力にかかる重機等の内訳

（2）災害対策作業の内容、期間及び場所

（3）その他必要事項

（経費の負担）

第7条 乙及びその会員が災害対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第8条 協力のため作業した乙の車両が破損した場合は、甲はその損害を賠償する。ただし、乙が加入している車両保険、その他においてその損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

2 協力のため作業した乙の車両が、第三者に損害を及ぼしたときは甲の負担において賠償するものとする。ただし、乙が加入している自動車損害賠償責任保険、その他においてその損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生が乙又はこの使用人の故意又は重大な過失により乙の責めに帰すべき理由による場合においては、乙の負担とする。

(契約期間)

第9条 契約期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の2か月前に双方から改正又は廃止の申し出がない時は、引き続き1年間従前の内容で更新されるものとする。以後満了時についても同様とする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が契約の解除を申し出たとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約の重要な事項に違反したとき。

(2) 乙の責に帰する理由により契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

(3) 乙が、法令等により資格を失ったとき、又は営業の停止等を受けたとき。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長

乙 一宮土木協同組合

理事長 市岡 重利

一宮市建設協同組合

理事長 渡辺 洋治

協同組合一宮グリーンクラブ

理事長 加藤 裕

一宮重量輸送(株)

代表取締役 加藤 龍彦

(株)田中重機運輸

代表取締役 伊藤 建也

(株)ミック三岐支店

代表取締役 大山 永吉

(事業所所在地は省略)

5 3 災害時における消防用水等の確保に関する協定書

一宮市（以下「甲」という。）と締結2事業所（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が消防活動を実施するにあたり、乙は消火用水の供給をし、乙が保有する人員、車両、資機材等によって消火用水を運搬する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲の消防長は、甲の消火活動を実施する上で十分な消火用水を確保するために、必要に応じて、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙への協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）協力を必要とする車両数及び人員
- （2）協力を必要とする水量
- （3）協力を必要とする日時及び供給場所
- （4）その他参考となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の消防長からの要請を受けたときは、業務に支障のない限りこれに協力するものとする。

2 乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲の消防長へ通報するものとする。

3 協力を実施する乙は、甲の消防長の指示に従い活動するものとする。

（報告）

第4条 乙は、活動終了後、速やかに次に掲げる事項を甲の消防長へ報告するものとする。

- （1）協力に従事した車両数及び人員
- （2）協力に使用した水量
- （3）協力に従事した日時及び供給場所
- （4）協力に従事した者の死傷者事案等の有無及び状況
- （5）その他必要な事項

（緊急連絡先）

第5条 甲及び乙の緊急連絡先は、別に定める。

（経費等）

第6条 乙の活動に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 要請業務により従事した者の死傷者、車両及び資機材等の破損に伴う補償又は第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種の情報を相互に交換するものとする。

2 災害時の協力を円滑に実施するため、甲及び乙が協議して訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月16日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 小島コンクリート工業株式会社 代表取締役 小島 光
株式会社坂井工業所 代表取締役社長 坂井 俊夫
(事業所所在地は省略)

5 4 災害時等緊急井戸水の使用に関する協定書 (ユニー株式会社)

災害等の発生時に一宮市において給水できない場合における緊急井戸水（アピタ木曾川店内）の使用に関する協定書を次のとおり締結する。

第1条 一宮市水道事業等管理者（以下「甲」という。）は緊急井戸水の必要が生じた場合は、ユニー株式会社（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。

第2条 甲、乙協議の結果緊急井戸水の使用を必要と認めた場合は、ただちに、甲、乙立会いのうえバルブを開閉する。

第3条 料金は無料とする。

第4条 災害時緊急井戸水（飲料水を除く）の維持管理は、乙とする。

第5条 協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年6月10日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者 竹 中 良 博

乙 稲沢市天池五反田町1番地
ユニー株式会社
代表取締役 前 村 哲 路

5 5 災害時における精米の調達に関する協定 (愛知西農業協同組合)

(趣旨)

第1条 一宮市(以下「甲」という。)と愛知西農業協同組合(以下「乙」という。)は、災害対策基本法に定める災害時における応急対策として、甲が乙に対し精米の調達を要請する場合について、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害により精米調達の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等を持ってこれに代えることができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする精米の数量
- (3) 納品場所
- (4) その他必要事項

(実施)

第3条 乙は、精米調達の要請を受けたときは、すみやかにこれを実施するものとする。

2 甲が乙に要請する精米の数量については、その時点における乙の調達可能数量に応じて協議するものとする。

3 乙の保有数量の目安は750袋(10kg)とする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達、並びにこれに関する連絡の確実及び円滑をはかるため、甲においては一宮市災害対策本部経理部長を、乙においては代表理事組合長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第5条 精米の価格については、災害発生直前の小売単価を基準として当事者間で協議決定する。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、当事者間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとし、有効期間の満了する日の2ヶ月前に当事者双方から何らの申し出がないときは、引き続き1年間従前の内容で更新されるものとする。以降の満了時についても同様とする。

付則

平成7年6月30日締結の「災害時における精米の調達に関する協定」及び平成8年3月29日締結の「災害時における精米の調達に関する協定の一部を変更する協定書」は平成20年3月31日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、両当事者が記名押印のうえ1通を保有するものとする。

平成20年3月26日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市北小湫道上15番地の1
愛知西農業協同組合
代表理事組合長 青井 清司

56 災害時における精米の調達に関する協定 (山水米本舗株式会社(現 株式会社名古屋食糧))

(趣旨)

第1条 一宮市(以下「甲」という。)と山水米本舗(以下「乙」という。)は、災害対策基本法に定める災害時における応急対策として、甲が乙に対し精米の調達を要請する場合について、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害により精米調達の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等を持ってこれに代えることができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする精米の数量
- (3) 納品場所
- (4) その他必要事項

(実施)

第3条 乙は、精米調達の要請を受けたときは、すみやかにこれを実施するものとする。

2 甲が乙に要請する精米の数量については、その時点における乙の調達可能数量に応じて協議するものとする。

3 乙の保有数量の目安は750袋(10kg)とする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達、並びにこれに関する連絡の確実及び円滑をはかるため、甲においては一宮市災害対策本部経理部長を、乙においては代表取締役を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第5条 精米の価格については、災害発生直前の小売単価を基準として当事者間で協議決定する。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、当事者間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとし、有効期間の満了する日の2ヶ月前に当事者双方から何らの申し出がないときは、引き続き1年間従前の内容で更新されるものとする。以降の満了時についても同様とする。

付則

平成7年6月30日締結の「災害時における精米の調達に関する協定」及び平成8年3月29日締結の「災害時における精米の調達に関する協定の一部を変更する協定書」は平成20年3月31日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、両当事者が記名押印のうえ1通を保有するものとする。

平成20年 3月26日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市萩原町朝宮字長池60番地
山水米本舗株式会社
代表取締役 則武 功雄

5 7 災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定 (ユニ株式会社一宮店、株式会社カネスエ、 株式会社平和堂東海(現 株式会社平和堂))

(趣旨)

第1条 この協定は、一宮市地域防災計画に基づき、災害時に一宮市(以下「甲」という。)が、ユニ株式会社一宮店、株式会社カネスエ及び株式会社平和堂東海、(以下これらを「乙」という。)に要請する被災者への生活物資の確保及び調達に関して必要な事項を定めるものとする。

(生活物資の指定)

第2条 生活物資は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ、別途指定できるものとする。

(生活物資の確保)

第3条 甲は災害時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

3 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(生活物資の引渡し)

第4条 物資の引渡し場所及び搬送場所は甲が指定する場所とする。また、搬送方法については、甲・乙協議のうえ指定する者が行うものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請した生活物資及び運搬に要した費用は、甲の負担とする。

2 乙は、生活物資の納品が完了した後、甲の検査を受けて、災害発生前における通常のコストを請求するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲・乙双方が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成15年6月1日から効力を生じる。

2 この協定の成立を証明するため、正本2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各1通を保有する。

平成15年5月28日

甲	一宮市		
	代表者 一宮市長	谷	一 夫
乙	ユニー株式会社一宮店		
	代表者 店長	小	岩 吉 美
	株式会社カネスエ		
	代表者 代表取締役社長	牛	田 彰
	株式会社平和堂		
	代表者 代表取締役社長	夏	原 平 和

※株式会社平和堂との協定は、平成27年6月1日から効力を生じる。

別表 生活物資

1 食料品類

パン、インスタント麺、おにぎり等弁当類、副食用缶詰、容器入り飲料水、味噌醤油等各種調味料、育児用粉ミルク等

2 被服・寝具類

紙おむつ、生理用品、毛布、肌着、軍手、防寒具等

3 その他

トイレットペーパー、タオル、ティッシュペーパー、哺乳びん、洗剤及び石けん、歯磨き、歯ブラシ、割り箸、ポリバケツ、乾電池及び懐中電灯、カセット式ガスコンロ及びガスボンベ、紙コップ、紙皿、鍋類等

(注) 甲の要請時における乙の取扱品目に限る。

58 災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定 (イオン株式会社ジャスコ木曾川店 (現 イオンリテール株式会社イオン木曾川店))

(趣旨)

第1条 一宮市(以下「甲」という。)とイオン(株)ジャスコ木曾川店(以下「乙」という。)とは、一宮市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が一宮市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が供給生活物資を必要とするときには、甲は、乙に対して乙の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条および第7条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給および運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1

年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年8月7日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 名古屋市中区錦2-4-16 ハザマビル
イオン株式会社中部カンパニー
代表者 名岐事業部長 永田 浩二

別表 生活物資

1. 食料品類

パン、インスタント麺、おにぎり等弁当類、副食用缶詰、容器入り飲料水、味噌醤油など各種調味料、育児用粉ミルク等

2. 被服、寝具類

紙おむつ、生理用品、毛布、肌着、軍手、防寒具等

3. その他

トイレットペーパー、タオル、ティッシュペーパー、哺乳びん、洗剤及び石けん、歯磨き、歯ブラシ、割り箸、ポリバケツ、乾電池及び懐中電灯、カセット式ガスコンロ及びガスボンベ、紙コップ、紙皿、鍋類等

(注) 甲の要請時における乙の取扱品目に限る。

59 災害救助物資の緊急調達に関する協定（株式会社東海パン）

一宮市（以下「甲」という。）と株式会社東海パン（以下「乙」という。）とは、一宮市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災者等に対する災害救助に必要な食料の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の行う炊き出し用食料の緊急調達に関し、乙は自家発電装置を備え耐震性を考慮した学校給食用米飯給食炊飯設備等を活用し、これに協力するものとする。なお、本協定は、本来業務である学校給食への配食に大きな支障をきたさない範囲での緊急調達の協定とする。

（食料の種類）

第2条 炊き出し用食料の品目は、学校給食の主食となる炊飯及びパン等とする。

（食料の価格）

第3条 炊き出し用食料の価格は、通常の学校給食納入価格を参考にして、甲乙協議の上で決定する。

（原材料の調達）

第4条 炊き出し用食料の原材料となる精米及び小麦粉等は、乙の所有する原材料をもって充てることとする。乙の原材料が不足する場合は、甲乙が連携して原材料の確保を図るものとする。

（要 請）

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において甲が必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもってこれに代えることができるものとする。

（1）災害の状況

（2）必要とする食料の数量

（3）納品場所

（4）その他必要事項

（連絡責任者の選任）

第6条 第5条に掲げる要請に関する事項の伝達、並びにこれに関する連絡の確実及び円滑をはかるため、甲においては一宮市災害対策本部経理部長を、乙においては代表者を連絡責任者とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関して、協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（協定の期間）

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙からの異議の申立てがない場合は、協定期間を更に1年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年9月21日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市西大海道字宅美8番
株式会社 東海パン
代表取締役社長 長 谷 川 正 巳

60 災害時における物資提供に関する協定 (コカ・コーラセントラルジャパン株式会社 (現 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社))

一宮市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水(以下「物資」という。)の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 一宮市内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、一宮市内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内在庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

3 乙は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに援助物資（飲料水）提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成19年9月20日から平成20年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1カ月までに甲乙のいずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年9月20日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代表者 取締役常務執行役員 河合 幸夫

救援物資（飲料水）提供申請書

平成 年 月 日

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社

代表取締役社長 高橋 顕三様

一 宮 市 長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第2条第2項の規定により、
次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（一宮市） 応答者（コカ・コーラセントラルジャパン株式会社）	要請者： 応対者：
物資搬入等における一宮市担当者	一宮市() 氏名 電話
その他	

6 2 非常時における飲料供給に関する覚書 (ダイードリンク株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）とダイードリンク株式会社（以下「乙」という。）とは、非常時における飲料供給について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害等の非常時における救援物資として、甲が乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の機内の飲料商品を災害被害者等へ供給することを目的とする。

（援助商品）

第2条 災害等の非常時に甲が自販機機内の乙の飲料商品を災害被害者へ供給した商品は乙が無償で援助するものとする。

2 一宮市内の設置自販機は、別紙一宮市非常時飲料供給機能付き自動販売機設置一覧表（以下「設置一覧表」という。）のとおりとし、自販機の移動・増減の管理は、設置一覧表にて管理するものとする。

（自動販売機鍵運用方法）

第3条 乙は甲に対し災害等の非常時の自販機の開錠用として鍵を預け、甲は第1条の目的に準じ運用、保管するものとする。

2 鍵の使用に関しては、災害被害の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 甲が本覚書以外の目的で鍵を使用した場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに自販機の鍵を返却すると共に、乙は甲に対し損失分を請求できるものとする。

（鍵の紛失）

第4条 甲は、自販機の鍵を適正に管理し、自販機の鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1カ月までに甲・乙のいずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第6条 本覚書に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

以上、本覚書の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫 (印)

乙 名古屋市東区東大曾根町2丁目6番地

ダイドードリンコ株式会社

中京支店

支店長 金 澤 幸 夫

一宮市非常時飲料供給機能付き自動販売機設置一覧表

平成21年4月1日

No.	設置場所及び施設名	鍵番号	鍵授受年月日	自動販売機管理団体名
1	一宮市竈屋3丁目4番23号 尾西斎場		平成20年4月2日	
2	一宮市木曾川町門間字沼間35番地 木曾川体育館		平成21年2月10日	
3	一宮市西五城字中川田36番地 尾西スポーツセンター		平成21年4月1日	

63 災害支援協力に関する協定 (社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部 (現 一般社団法人愛知県LPガス協会西部支部))

(趣旨)

一宮市(以下甲という。)と、社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部(以下乙という。)は、甲の区域内で発生した地震、その他の災害時に乙が甲に協力することについて、次の通り協定を締結する。

(対象とする災害)

第1条 この協定が対象とする災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) LPガスの避難所等への提供。
- (2) その他甲が必要と認める事項。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 前条に基づく協力を要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第5条 乙は甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、甲においては防災担当課、乙においては乙の事務局を通じて正確、かつ迅速な連絡を図るとともに、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(担当課長会議)

第7条 乙が、本協定の円滑な運営を図るため、乙管内の一宮市、尾西市、稲沢市及び木曽川町、祖父江町、平和町担当課長会議を開催する場合は、甲は、これに協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲から防災訓練等への参加要請があった場合には、積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成11年10月7日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市今伊勢町新神戸字郷東11番地1
社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部
代表者 支部長 上 田 正 治

6 4 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの 災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第 2 条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第 3 条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第 2 条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第 4 条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 70 条第 1 項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第 6 条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第 7 条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

甲 名古屋市近隣市町村

市町村長

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
生協法人 生活協同組合コープあいち
理事長 夏目 有人

65 災害時における物資の供給に関する協定書 (株式会社ビバホーム(現 アークランズ株式会社))

一宮市(以下「甲」という。)と株式会社ビバホーム(以下「乙」という。)は、一宮市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下これらを「災害時」という。)について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時に甲が乙の協力を得て被災者に対して、物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 本協定の対象となる施設は以下のとおりとする。

店舗名：スーパービバホーム一宮店(以下「本件店舗」という。)

住所：愛知県一宮市羽衣2丁目5番8号

(協力の内容)

第3条 災害時において、甲は乙に対し、乙が本件店舗において取り扱っており、かつ、その時点で乙が供給可能と判断した物資(以下「本物資」という。)について、有償による供給の協力を要請することができる。

(要請の手続等)

第4条 甲が乙に対して本物資の供給を要請するときは、緊急時物資供給要請書(様式第1号)により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに緊急時物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、乙の本件店舗における営業又は管理に支障のない範囲において可能な限り協力する。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が顧客を優先すべきと判断した場合
- (5) 本件店舗の営業時間外に本要請を受けた場合

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(物資の供給)

第6条 乙の第3条の協力における本物資の引き渡し場所は、原則として本件店舗とし、甲は本物資を確認の上引き取り、運搬するものとする。ただし、乙による搬送が可能な場合は、乙の事前

承諾を得た上、甲の指定する場所へ搬送するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条および第6条の規定により乙が供給した本物資の対価(消費税込)および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する本物資の対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準とするものとする。

(供給可能物資の数量の報告)

第8条 甲は、乙が災害時に供給可能な物資の数量について、本協定後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、第3条の要請に係る連絡責任者を、本協定締結後速やかに連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月22日

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

甲 一宮市
一宮市長 中野正康

埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

乙 株式会社ビバホーム
代表取締役社長 坂本晴彦

66 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書 (株式会社カインズ)

一宮市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、一宮市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対して乙の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、「物資発注書」(様式第1号)をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに「物資発注書」(様式第1号)を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに実施状況を「物資供給報告書」(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 第4条及び第6条の規定により、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。ただし、甲の支出行為が困難な場合には、甲乙協議の上支払時期を決定するものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月1日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野正康

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役 高家正行

67 災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)

一宮市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が乙に対して物資の要請をするときは、物資供給要請書（様式1）により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、甲の支出行為が困難な場合には、甲乙協議の上支払時期を決定するものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この協定は1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月1

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野正康

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

68 災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書 (愛知日産自動車株式会社、日産プリンス名古屋販売株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と愛知日産自動車株式会社、及び日産プリンス名古屋販売株式会社（以下この2社を合わせて「乙」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所及び避難場所等（以下、「避難所等」という。）への電力の供給及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所等において、電気自動車を避難所等が停電した際の非常用電源として活用し、避難所等の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別に定めることができる。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所等が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する別紙（第1号様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間以内とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（充電スタンドの使用許諾）

第6条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

(電気自動車の移動)

第7条 電気自動車による乙の営業所(乙による電気自動車の保管管理場所)等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。

(管理等)

第8条 甲が、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(故障等の対応)

第9条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。ただし、不可抗力等、甲の責によらない故障については、甲は責任を負わないものとする。

(返却)

第10条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

(技術的支援)

第11条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(外部給電器の使用上の注意)

第12条 甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(連絡調整)

第13条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙(第2号様式)「連絡調整者名簿」(以下「名簿」という。)により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見

交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第15条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれが署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年10月8日

甲 愛知県一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長

乙 愛知県名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役社長

愛知県名古屋市千種区吹上1-4-1
日産プリンス名古屋販売株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島1-1-1
日産自動車株式会社
理事

様

一宮市長

電気自動車の貸与に関する協力依頼書

年 月 日 時頃発生 of 災害「 」により、下記のとおり貴社の電気自動車を避難場所に貸与いただき、電力供給に協力して下さるよう依頼します。

記

1. 供給場所 所在地：

避難場所：

2. 連絡先 担当：

電話番号：

連絡調整者名簿

関 係 事 項	電気自動車による避難所への電力供給に関する事項
企 業 ・ 団 体 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号 （勤務時間内・勤務時間外別に記入する。） 第1順位者 組織名 役職 氏名 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <u>TEL（勤務時間内）XXX-XXX-XXX（勤務時間外）XXX-XXX-XXX</u> 第2順位者 組織名 役職 氏名 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <u>TEL（勤務時間内）XXX-XXX-XXX（勤務時間外）XXX-XXX-XXX</u> 第3順位者 組織名 役職 氏名 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <u>TEL（勤務時間内）XXX-XXX-XXX（勤務時間外）XXX-XXX-XXX</u>	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

69 災害時等における電気自動車からの電力供給に関する協定書 (一宮中部衛生株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と一宮中部衛生株式会社（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所及び避難場所等（以下「避難所等」という。）への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する避難所等において、停電した際の非常用電源として電気自動車を活用し、避難所等の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所等が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する別紙（様式第1号）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間以内とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲及び乙が協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

(供給電力)

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 乙の電気自動車の保管管理場所等と甲の避難所等との間の移動は、原則として乙が行うものとする。

(管理等)

第7条 甲は、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲及び乙が協議して取り決める。

2 前項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両に損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(故障等の対応)

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障又は紛失があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲及び乙が協議により決定するものとする。

とする。ただし、不可抗力等、甲の責によらない故障については、甲は責任を負わないものとする。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、電気の使用等の通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。

なお、甲が当該外部給電器の使用に起因する損害を被った場合であっても、乙は一切責任を負わないものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲及び乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 一宮市奥町字六丁山12番地4
一宮中部衛生株式会社
代表取締役 田中 達也

年 月 日

様

一宮市長

電気自動車の貸与に関する協力依頼書

年 月 日 時頃発生 of 災害「 」により、下記のとおり貴社の電気自動車を避難所等に貸与いただき、電力供給に協力して下さるよう依頼します。

記

1 供給場所 所在地

避難所等

2 連絡先 担当

電話番号

70 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、一宮市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 一宮市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 一宮市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年 7月14日

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長

富田 英治

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市長 谷 一夫

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 防災局長 中野 秀秋

7 1 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書 (東邦ガス株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が一宮市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(災害復旧用オープンスペースとして使用する用地)

第 1 条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名称	所在地
候補地 1	奥町公園	一宮市奥町字宮廓 7 外
候補地 2	大野極楽寺公園	一宮市浅井町河田 外
候補地 3	萬葉公園	一宮市萩原町戸苺 外
候補地 4	五城公園	一宮市西五城字中川田 5 0

(災害復旧用オープンスペースの使用要請等)

第 2 条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議のうえ 1 ヶ所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

3 災害復旧用オープンスペースに応急仮設住宅が設置される場合、乙の使用期間は応急仮設住宅の設置開始までとする。

(要請等の手続)

第 3 条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

2 乙は、前項の使用承認を受けたときは、速やかに、都市公園法第 6 条第 1 項及び第 3 項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

(原状復旧等)

第 4 条 乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

(用地の使用方法)

第 5 条 乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

(使用料)

第6条 甲は、乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合の使用料は、無料とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月1日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番地6号
一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 名古屋市熱田区桜田町19番地18号
東邦ガス株式会社
取締役社長 佐 伯 卓

7 2 災害時の情報収集及び提供並びに 応急措置資器材等の提供等に関する協定 (愛知県石油商業組合西尾張連合会第4地区、東尾張連合会第3地区 (現 西尾張連合会西尾張一宮地区、東尾張連合会東尾張江南地区))

一宮市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合西尾張連合会第4地区及び東尾張連合会第3地区（以下「乙」という。）は、一宮市内において風水害、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供（以下「災害情報の提供」という。）並びに乙の所有する応急措置資器材の提供及び自動車用燃料・災害対策用燃料の優先提供（以下「応急措置資器材の提供等」という。）により、甲の行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（災害情報の提供に係る要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、浸水状況、建物損壊状況等求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。

（応急措置資器材の提供等に係る要請）

第3条 甲は、災害時において甲及びその住民が応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急措置資器材の提供等について要請する。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
- (2) 必要な応急措置資器材及び自動車用燃料・災害対策用燃料の種類、数量等
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供及び応急措置資器材の提供等）

第4条 乙は、前2条の規定により要請がなされた場合又は被害の発生を認めた場合若しくは被害が発生するおそれのある場合は、その内容に従って、可能な範囲で災害情報の提供又は応急措置資器材の提供等を甲及びその住民に対して行うものとする。

2 乙は、応急措置資器材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第2号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

(補償)

第6条 提供された応急措置資器材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基礎として算出するものとする。

(事業所台帳)

第7条 乙は、この協定に基づき災害情報の収集及び提供並びに応急措置資器材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号及びファクシミリ番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲・乙双方が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成14年8月1日から効力を生じる。

2 この協定の成立を証明するため、正本3通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各1通を保管する。

平成14年7月31日

甲 一宮市
代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 愛知県石油商業組合西尾張連合会第4地区
代表者 地区長 豊田裕達
愛知県石油商業組合東尾張連合会第3地区
代表者 地区長 柴田芳樹

災害時の情報収集及び提供並びに 応急措置資器材等の提供等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材の提供等に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(災害情報の提供に係る要請)

第2条 一宮市（以下「甲」という。）は、協定第2条の要請を行う場合は、愛知県石油商業組合西尾張連合会第4地区及び東尾張組合同会第3地区（以下これらを「乙」という。）の組合員のうち、事前に登録した乙の組合員（以下「登録組合員」という。）に対して、電話又はファクシミリにより要請するものとする。

2 乙の登録組合員は、自ら被害の発生を確認した場合又は被害の発生のおそれがあり必要と判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、甲に対して電話又はファクシミリにより災害情報を提供するものとする。

(応急措置資器材の提供等に係る要請)

第3条 甲は、協定第3条の要請を行う場合は、乙の各地区長に対して電話等により要請するものとする。この場合において、甲は、状況により乙の各地区長に対して要請することができないときは、乙の組合員に対して要請するものとする。

(応急措置資器材)

第4条 協定第4条第1項の規定に基づき提供される応急措置資器材は、次に掲げる資器材とする。

- (1) ジャッキ
- (2) バール
- (3) 鉄ハンマー
- (4) はしご
- (5) ロープ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙が甲に対して提供可能な応急措置資器材

(自動車用燃料の優先提供を受けることができる車両及び災害対策用燃料)

第5条 協定第4条第1項の規定に基づき自動車用燃料の優先提供を受けることができる車両は、甲の災害応急対策を実施する車両とする。

2 協定第4条第1項の規定に基づく災害対策用燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所、ポンプ場等の防災施設で使用する燃料
- (2) 消防ポンプ、発電機等の防災設備の燃料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害応急対策に必要な燃料

(登録組合員により災害情報の提供)

第6条 第2条の登録組合員による災害情報の提供は、様式第1により行うものとする。

(応急措置資器材の提供等の通知)

第7条 協定第4条第2項の規定による通知は、様式第2及び様式第3により行うものとする。

(協議)

第8条 協定の実施について、この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲の消防長と乙の長が協議して決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成14年8月1日から効力を生じる。
- 2 この協定の成立を証明するため、本書3通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各1通を保管する。

平成14年7月31日

甲 一宮市消防長 川瀬 正二

乙 愛知県石油商業組合西尾張連合会第4地区
代表者 地区長 豊田 裕達
愛知県石油商業組合東尾張連合会第3地区
代表者 地区長 柴田 芳樹

災害状況報告（定点観測）シート

まず、現在の日時、事業所（店舗）名称、住所と電話番号等を記入してください。

1 現在の時間	年 月 日 時 分
2 事業所（店舗） 名称	
3 住 所	
4 電話番号及び ファクシミリ番号	

被害状況について該当するものに番号を記入してください。

● 事業所（店舗）前の道路に溜まっている水の深さ

水害時
記入欄

- 1 溜まっていない。
- 2 車のタイヤ半分（約20cm）より低い。
- 3 車のタイヤ（約50cm）より低い。
- 4 車のタイヤ（約50cm）より上まで溜まっている。

● 溜まっている水の状況

- 1 増えつつある。
- 2 減りつつある。
- 3 変化なし

● 事業所（店舗）近辺の建物の状況

地震時
記入欄

- 1 損壊した建物はない。
- 2 屋根瓦が落ちた家がある。
- 3 傾いたり、倒れた家がある。

● 事業所（店舗）近辺の火災の発生状況

- 1 発生している。
- 2 発生していない。

災害状況等について連絡事項があれば、記入してください。

様式第2（第7条関係）

年 月 日

(あて先)一 宮 市 長

愛知県石油商業組合
地 区
地区長名

次のとおり応急措置資器材の提供を行いましたので、通知します。

年月日	給油取扱所の名称 代表者 所在地番 電話番号	提供先の所属名 及び担当者名	応急措置資器材名 (個数)
	() -		
	() -		
	() -		
	() -		
	() -		
	() -		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第7条関係）

年 月 日

（あて先）一 宮 市 長

愛知県石油商業組合
地 区
地区長名

次のとおり自動車用燃料・災害対策用燃料の優先供給を行いましたので、通知します。

年月日	給油取扱所の名称 代表者 所在地番 電話番号	供給先の所属名 及び車両番号	燃 料	
			種類	数量(L)
	() -			
	() -			
	() -			
	() -			
	() -			
	() -			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

7 3 災害時の情報収集等に関する協定 (名鉄西部交通株式会社、尾張交通株式会社、萩原タクシー株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と名鉄西部交通株式会社、尾張交通株式会社及び萩原タクシー株式会社（以下これらを「乙」という。）は、地震又は風水害（以下「災害」という。）が一宮市内に発生した場合及び発生するおそれのある場合において、迅速な応急対策活動の実施に資するため、災害時の被害情報の収集等に関し次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時に、乙がタクシー無線により収集した被害情報等を取りまとめて甲に提供することにより、甲が行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、甲又は乙が一宮市の区域において、災害により人的又は家屋の損壊等被害の発生のおそれのある事態を確認した場合に適用する。

（提供する情報）

第3条 乙が甲に提供する情報は、次のとおりとする。

（1）道路の冠水又は障害に関する情報

（2）建物の浸水又は倒壊 ”

（3）河川の溢水又は漏水 ”

（4）災害の発生のおそれがある事態に関する情報

（5）前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧対策に関し、特に必要な情報

（提供の方法）

第4条 乙は、甲に対し、甲の要請又は乙の自主的判断に基づき、前条各号に掲げる情報を電話等により、次の場所に提供する。

一宮市緑1丁目1番10号 一宮市消防本部（一宮市災害対策本部）

電話（0586）72-1191 FAX（0586）71-1192

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 情報の提供及び要請に係る経費については、甲及び乙の業務範囲に応じそれぞれの負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、平成14年9月1日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、正本4通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自1通を保管する。

平成14年8月29日

甲 一宮市

代表者 一宮市長 谷 一 夫

乙 名鉄西部交通株式会社

代表者 代表取締役 鈴木 洋 治

尾張交通株式会社

代表者 代表取締役 長 屋 敏 夫

萩原タクシー株式会社

代表者 代表取締役 櫻 井 敏 博

73-1 災害時の情報収集等に関する協定の一部を変更する協定
(名鉄西部交通株式会社、尾張交通株式会社、萩原タクシー株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と名鉄西部交通株式会社、尾張交通株式会社及び萩原タクシー株式会社（以下これらを「乙」という。）とは、災害時の情報収集等に関する協定（平成14年8月29日締結）の内容について、次のとおり変更する。

第4条を次のように改める。

(提供の方法)

第4条 乙は、甲に対し、甲の要請又は乙の自主的判断に基づき、前条各号に掲げる情報を電話等により、次の場所に提供する。

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市災害対策本部

電話(0586)28-8959 FAX(0586)73-9212

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年11月26日

甲 一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 名鉄西部交通株式会社
代表者 代表取締役 小川 健司

尾張交通株式会社
代表者 代表取締役 長屋 壽美

萩原タクシー株式会社
代表者 代表取締役 櫻井 敏博

7 4 災害時の無人遠隔操作航空撮影に関する協定 (ニチイコンサルタント株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）とニチイコンサルタント株式会社（以下「乙」という。）とは、一宮市地域防災計画に基づき、災害が発生し、人による調査に危険が伴う場合などの被災状況調査等の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲からの要請に基づき実施する被災状況調査等に関し、必要な事項を定めることにより、道路、河川その他の公共施設の機能の確保及び回復、さらに市民の救護活動等を円滑に行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害若しくは損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等をいう。

(被災状況調査等の実施)

第3条 甲は、一宮市に災害が発生した場合で、必要があると認めたときは、乙に対し、被災状況調査等の実施を要請するものとする。

2 被災状況調査等の内容は、次のとおりとする。

(1) 無人航空機を使用した被災状況の空撮調査

(2) 前号のほか、第1条の目的を達成するために必要とする業務

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該被災状況調査等を実施するものとする。

(実施要請の方法)

第4条 甲は、前条第1項の規定による要請をする場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙に提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 被災状況調査等を実施する場所

(3) 被災状況調査等の項目

(4) 前3号に掲げるもののほか、被災状況調査等を実施するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合には、甲は、口頭、電話又は電信により要請するものとする。この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲が要請した被災状況調査等に要する費用は、乙が負担するものとする。なお、応急対策及び復旧のために必要な写真計測や継続して調査を要請した場合に要する費用は甲が負担する。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、被災状況調査等の実施に関する事項の伝達及びこの協定に関する諸事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者を変更したときは、遅滞なく相手方の連絡責任者に対し報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間の満了日の1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対して協定を解消する旨の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長されたものとみなし、その後において期間が満了したときも、同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年8月10日

甲 一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 一宮市多加木二丁目9番3号
ニチイコンサルタント株式会社
代表取締役 杉谷 芳征

75 災害時における無人航空機の運用に関する協定書 (株式会社NTセブンス(現 株式会社NTPセブンス))

一宮市(以下「甲」という。)と株式会社NTセブンス(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合(以下「災害時」という。)において、甲の協力要請に基づき乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(活動に関する協議)

第3条 乙は、活動に関して甲と協議したうえで、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、災害時における活動を完了したときは、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第6条 撮影した成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による甲の協力要請に基づき乙が行った活動に対する費用負担については、甲は、乙の活動に対する適正な対価を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定書による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の順守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法（昭和27年法律第231号）その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。活動完了後もまた同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間その効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年11月1日

甲 一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 株式会社NTセブンス
代表取締役社長 疋田 亮

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

株式会社NTセブンス 御中

一宮市長

協 力 要 請 書

災害時における無人航空機の運用に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電 話、FAX等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

7 6 災害時における無人航空機の運用に関する協定書 (株式会社マホリ)

一宮市（以下「甲」という。）と株式会社マホリ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲の協力要請に基づき乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

(1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（活動に関する協議）

第3条 乙は、活動に関して甲と協議したうえで、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、災害時における活動を完了したときは、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第6条 撮影した成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

（費用の負担）

第7条 第2条第1項の規定による甲の協力要請に基づき乙が行った活動に対する費用負担については、甲は、乙の活動に対する適正な対価を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責め

に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定書による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の順守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法（昭和27年法律第231号）その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。活動完了後もまた同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間その効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 愛知県一宮市伝法寺5丁目14番地11
株式会社マホリ
代表取締役会長 和田 正二

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

株式会社マホリ 御中

一宮市長

協 力 要 請 書

災害時における無人航空機の運用に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電 話、F A X 等 による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

77 木曾川上流河川事務所及び一宮市における 河川情報の利用に関する協定書

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所（以下「甲」という。）と一宮市（以下「乙」という。）は、河川情報（以下「情報」という。）の相互利用について、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が所有する木曾川水系の情報を相互に利用することで、異常気象時及び災害発生時における水防活動、自治体及び国の災害時の危機管理行政、流域住民が迅速に避難するために必要な情報提供等に役立て、もって市民生活の安全確保に資することを目的とする。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲は、別途覚書で定める。

（情報の施設外利用）

第3条 甲、乙は、共有情報を関係機関等へ提供できるものとする。ただし、共有情報を各々が所有する施設外へ提供する際は、あらかじめ当該情報を所有する者の承諾を得るものとする。

2 甲、乙は、共有情報の外部提供を行う場合においては、相互に不利益を及ぼさないように留意するものとする。

（施設の構成と運用）

第4条 甲、乙が整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別途覚書で定める。

2 甲、乙は、それぞれ自己の整備した施設を所有し、当該施設の維持管理を行う。

3 甲、乙は、施設管理上やむを得ない場合、自己の所有する施設の運用を停止することができる。

4 甲、乙は、自己の所有する施設の運用を停止する場合は、事前に定めた関係機関の担当者にあらかじめ連絡するものとする。

（セキュリティ対策）

第5条 甲、乙は、それぞれ相手方の施設の運用に支障が生じないよう、セキュリティ対策その他必要な措置を施さなければならない。

（施設の障害復旧）

第6条 甲、乙は、自己の所有する施設の障害により情報の提供あるいは利用に支障が生じたときは、直ちに復旧に努めるものとする。

2 甲、乙は、それぞれが所有する情報に異常がある場合は、その情報の提供を停止することができる。

（施設の障害復旧に対する費用負担）

第7条 施設に障害が発生した原因が甲、乙のいずれかにあることが明らかな場合は、施設の復旧に要する費用はその原因者が支払うものとする。

2 施設に障害が発生した原因が不明な場合は、甲、乙で協議の上、費用負担を取り決めるものとする。

(疑義)

第8条 この協定に規定されない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙で協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 3月21日

甲 国土交通省中部地方整備局
木曾川上流河川事務所長 浅野 和広

乙 一宮市
代表者 一宮市長 谷 一夫

7 8 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の 連絡調整に関する協定書（航空自衛隊小牧基地）

自衛隊の航空機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整について、航空自衛隊小牧基地司令（以下「甲」という。）と一宮市長（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び救難活動（事故現場住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、消火活動等）を的確かつ迅速に実施するため、甲乙相互の連絡調整体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第 2 条 この協定は、一宮市内に発生した自衛隊の航空機の事故に関して適用する。

（連絡責任者の設置）

第 3 条 甲及び乙は、事故通報、救難活動を迅速円滑に実施するため、次のとおり連絡責任者を置く。

機関	区分	担当部課	連絡責任者	電話番号
甲 (小牧基地)	勤務時間内	第 1 輸送航空隊防衛部運用班	運用班長	0568-76-2191 (内線 4032)
	勤務時間外	基地当直室	基地当直幹部	0568-76-2191 (内線 4017)
	指揮所開設時	第 1 輸送航空隊指揮所	運用班長	0568-76-2191 (内線 4032)
乙 (一宮市)	昼夜間	通信指令課 一宮市・稲沢市消防指令センター	通信指令課長	0586-72-1191

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があった場合、速やかに相互に通報するものとする。

（事故発生 of 通報）

第 4 条 甲は、一宮市内において航空事故が発生した場合、乙に対して速やかに次の事項のうち判明した事項について通報し必要な支援を要請する。

- (1) 航空事故発生場所、時刻
- (2) 機種、機数、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無
- (3) 事故現場の状況
- (4) その他緊急に連絡すべき事項

2 乙は、前項以外で航空事故情報を知った場合、速やかに前項に準じて甲に対して通報するものとする。

（救難活動の実施）

第 5 条 甲は、航空事故情報を受領後直ちに小牧基地内に航空救難指揮所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救難活動を実施するものとする。

- 2 乙は、航空事故の発生を知った場合直ちに救難活動を実施する。ただし、甲の事故現場到着以降は、甲乙調整を図り分担区分を定めて行うものとする。
- 3 甲は、甲の救難隊が救難活動を完了した場合には、その結果について乙に通報するものとする。

(現地連絡所の設置)

第6条 甲は、航空事故が発生した場合、事故に関する情報交換及び救難活動に関する連絡調整を円滑に実施するため、事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

- 2 現地連絡所の設置に関して、甲は乙に対し場所の提供、人員の派遣等について協力を要請し、乙はこれに協力する。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない事項及び改定の必要がある事項については、その都度甲、乙間において協議し処理する。

甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議をもつことができる。

この協定書は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

昭和60年4月25日

甲 航空自衛隊小牧基地司令
藤井 力

乙 愛知県一宮市長
森 鉦太郎

7 9 航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書 (航空自衛隊岐阜基地)

(目的)

第1条 この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同事故に伴う災害が発生した場合、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機とう乗者の救出、救急医療並びに消火等の諸活動(以下「救難活動等」という。)を的確かつ迅速に実施するための連絡調整体制について必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この協定は、航空自衛隊岐阜基地(以下「甲」という。)と一宮市(以下「乙」という。)との間において締結し、一宮市内に発生した自衛隊の航空事故に関して適用するものとする。

(事故発生の通報及び救難活動の要請)

第3条 甲は、一宮市内において航空事故が発生した場合は乙に対して速やかに次の事項について通報するとともに救難活動等に必要な支援を要請するものとする。

(1) 航空事故発生場所及び時刻

(2) 航空機の機種、機数、乗員数、積載燃料量及び弾薬積載の有無等

(3) 事故現場の状況

(4) その他の緊急連絡すべき事項

2 乙は、航空事故情報を知り得た場合は、速やかに前項に準じて、甲に通報するものとする。

3 前1、2項の通報先は、別表のとおりとする。

(救難活動)

第4条 甲は、航空事故情報を受領後、速やかに岐阜基地内に航空救難指揮所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救難活動を行わせるものとする。

2 乙は、航空事故を知った場合は、速やかに救難活動等を行うものとする。

3 甲は、甲の救難隊が救難活動を完了した場合には、その結果について乙に通報するものとする。

(連絡調整要領)

第5条 甲及び乙は、相互に現地連絡所が開設されるまでの間、事故現場状況の通報又は事故処理のための連絡調整を行い相互の担当者を確認するものとする。

2 連絡通報先は、原則として別表のとおりとするが、状況により変更する場合は、その都度相互に通報し事後の連絡調整の円滑を図るものとする。

(現地連絡所)

第6条 甲は、速やかに事故現場に現地連絡所を開設するとともに、必要な連絡担当者を配置し、細部の連絡調整に当らせるものとする。

2 甲は、乙が現地連絡所を開設し連絡担当者の派遣を要請した場合は、所要の人員を派遣するものとする。

3 乙が、現地連絡所を開設しない場合は、事故現場の連絡調整を円滑にするため甲の要請により所要の人員を派遣するものとする。

4 事故現場における甲、乙相互の救難活動に関する細部調整は、各連絡担当者を通じて現地

連絡所で行うものとする。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない必要な事項及び改定の必要がある事項については、その都度甲乙間において協議し処理するものとする。

2 甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議をもつことができるものとする。

平成17年7月1日

甲 航空自衛隊岐阜基地司令 空将補 松下 睦 裕

乙 愛知県一宮市長 谷 一 夫

別表

航空事故通報先

機 関 名	昼夜間別	部課等別	担当者職名	電話番号
航空自衛隊 岐阜基地	昼間	第2補給処 企画課	企画課長 又は運用班長	0583-82-1101 内線 2207、2682、2683
	夜間	基地当直室	基地当直幹部	同上 内線 2225、2226
	昼夜間	救難指揮所 開設時	指揮所長 又は運用班長	同上 内線 2207、2682、2683
一宮市	昼夜間	消防本部 通信指令課 一宮市・稲沢市 消防指令センター	通信指令課長	0586-72-1191

80 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)

一宮市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、一宮市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、一宮市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第 5 条 甲は、第 1 条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第 3 条又は第 4 条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第 1 項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第 6 条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から 1 年間とする。但し、当該有効期間満了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 8 条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成28年8月17日

(甲) 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 中野正康

(乙) 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号

株式会社ゼンリン 中部エリア統括部

代表者 統括部長 荒木康博

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署

内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

8 1 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (西日本電信電話株式会社)

一宮市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する引き込み線や屋内配線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 引き込み線や屋内配線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（一宮市）」（別紙1）を作成し、甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告するものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」(別紙3)に定める接続試験を実施することとする。
定期試験については、避難所開設訓練等での利用による接続確認とすることができる。
利用方法として、接続は、市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続は、しないこととする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条、第10条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、

暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

(1) 前項の規定に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為。

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

オ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、全施設の特設公衆電話の使用可能日又は設備引き渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年7月21日

甲 一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長 山本 尚樹

特設公衆電話設置一覽（一宮市）（小学校）

No.	施設名	設置場所※ 1	住所	設置 回線数
1	(01)宮西小学校	屋内運動場	大宮 4 丁目 5-33	1
2	(02)貴船小学校	屋内運動場	貴船 1 丁目 8-46	1
3	(03)神山小学校	屋内運動場	平和 2 丁目 12-7	1
4	(04)大志小学校	屋内運動場	大志 2 丁目 7-6	1
5	(05)向山小学校	屋内運動場	向山町 3 丁目 1	1
6	(06)葉栗小学校	屋内運動場	大毛字南出 30	1
7	(07)西成小学校	屋内運動場	西大海道字障子目 30	1
8	(08)瀬部小学校	屋内運動場	瀬部字川原 55	1
9	(09)赤見小学校	屋内運動場	大赤見字清水 2467	1
10	(10)浅野小学校	屋内運動場	浅野字野口 95	1
11	(11)丹陽小学校	屋内運動場	三ツ井 5 丁目 22-1	1
12	(12)丹陽西小学校	屋内運動場	多加木 1 丁目 17-1	1
13	(13)丹陽南小学校	屋内運動場	丹陽町九日市場 2666	1
14	(14)浅井南小学校	屋内運動場	浅井町東浅井字地蔵 386	1
15	(15)浅井北学校	屋内運動場	浅井町大野字南土山 75	1
16	(16)北方小学校	屋内運動場	北方町北方字宮浦 43	1
17	(17)大和東小学校	屋内運動場	大和町戸塚字薬師浦 320	1
18	(18)大和西小学校	屋内運動場	大和町苺安賀字東北出 3248	1
19	(19)今伊勢小学校	屋内運動場	今伊勢町新神戸字乾 26	1
20	(20)奥小学校	屋内運動場	奥町字貴船前 24	1
21	(21)萩原小学校	屋内運動場	萩原町萩原字河原崎 1544	1
22	(22)中島小学校	屋内運動場	萩原町西宮重字中光堂 850	1
23	(23)千秋小学校	屋内運動場	千秋町佐野字北浦 136	1
24	(24)千秋南小学校	屋内運動場	千秋町小山 1329	1
25	(25)富士小学校	屋内運動場	富士 2 丁目 5-14	1
26	(26)末広小学校	屋内運動場	末広 2 丁目 20-1	1
27	(27)西成東小学校	屋内運動場	春明字中切 1	1
28	(28)今伊勢西小学校	屋内運動場	今伊勢町馬寄字西平 4-1	1
29	(29)葉栗北小学校	屋内運動場	光明寺字畳手 55	1
30	(30)大和南小学校	屋内運動場	大和町戸塚字連田 1-2	1
31	(31)浅井中小学校	屋内運動場	浅井町大日比野字東若栗 61	1
32	(32)千秋東小学校	屋内運動場	千秋町加納馬場字松下 54	1
33	(33)起小学校	屋内運動場	起字西生出 35	1

34	(34)三条小学校	屋内運動場	三条字苅 16	1
35	(35)小信中島小学校	屋内運動場	小信中島字南平口 59	1
36	(36)朝日東小学校	屋内運動場	明地字江端 8	1
37	(37)朝日西小学校	屋内運動場	上祖父江字高須賀 18	1
38	(38)開明小学校	屋内運動場	開明字城堀 20	1
39	(39)大徳小学校	屋内運動場	西五城字荒子中切 26-1	1
40	(40)黒田小学校	屋内運動場	木曾川町黒田字古城 26-2	1
41	(41)木曾川西小学校	屋内運動場	木曾川町玉ノ井字道路寺 7-3	1
42	(42)木曾川東小学校	屋内運動場	木曾川町黒田八ノ通り 141-1	1
43	(51)北部中学校	屋内運動場	貴船 1 丁目 6-10	2
44	(52)中部中学校	武道場	八幡 4 丁目 1-111	2
45	(53)南部中学校	屋内運動場	浅野字土井ノ内 1-1	2
46	(54)葉栗中学校	屋内運動場	高田字清水 100	2
47	(55)西成中学校	屋内運動場	西大海道字柏木 15	2
48	(56)丹陽中学校	屋内運動場	丹陽町三ツ井字鬼ヶ島 6	1
49	(57)浅井中学校	屋内運動場	浅井町前野字郷西 145	1
50	(58)北方中学校	屋内運動場	北方町北方字宮浦 42	1
51	(59)大和中学校	屋内運動場	大和町苅安賀字上東出 80	1
52	(60)今伊勢中学校	屋内運動場	今伊勢町宮後字郷中茶原 52	1
53	(61)奥中学校	屋内運動場	奥町字上平池 55	2
54	(62)萩原中学校	屋内運動場	萩原町串作字河室浦 1	1
55	(63)千秋中学校	屋内運動場	千秋町佐野字高須 2982	1
56	(64)西成東部中学校	屋内運動場	大和町南高井字蓮原 2-1	1
57	(65)大和南中学校	屋内運動場	大和町南高井字蓮原 2-1	1
58	(66)尾西第一中学校	武道場	三条字宮西 50	2
59	(67)尾西第二中学校	武道場	明地字油屋前 30	2
60	(68)尾西第三中学校	武道場	開明字村上 54	2
61	(69)木曾川中学校	屋内運動場	木曾川町里小牧字北青木 25	2

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュージャックの設置場所をいう。

電話端子盤内、MDF（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

情報管理責任者（変更）通知書

年 月 日

様

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	(正)	Tel FAX E-mail
	(副)	

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. 西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) による回線試験	① NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
II. 一宮市による通話試験	① 各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、一宮市内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	② 通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門（113）へ連絡します。

8 2 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書 (公益社団法人愛知県ペストコントロール協会)

一宮市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、一宮市域において地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは当該発生地域における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- （1）災害等の発生時における消毒活動
 - （2）前号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項
- （協力）

第2条 乙は、甲から防疫活動の協力要請を受けたときは、薬剤及び車両の調達並びに労力の提供等、可能な限り協力するものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動をすべき場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定する

ものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、前条の規定により算定した費用を乙の請求に基づき支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正にしなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は環境保全課長、乙の連絡責任者は事務局長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年 4月 1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一 宮 市
一宮市長 谷 一 夫

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
公益社団法人愛知県ペストコントロール協会
代表理事 川瀬 充

第1号様式

平成 年 月 日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会代表理事 様

一宮市長

印

防疫活動協力要請書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害発生状況等

(1) 日 時 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分

(2) 発生状況 一宮市

(3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

(あて先) 一宮市長

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
代表理事

防疫活動実施報告書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

1 活動日時

平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から

平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで

2 活動場所

3 活動内容

4 使用資材

5 備考

82-1 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書 (変更協定書)

一宮市（以下「甲」という。）と 公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定（平成24年4月1日締結）の内容について、次のとおり変更する。

第10条を次のように改める。

（連絡責任者）

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は保健所保健予防課長、乙の連絡責任者は事務局長とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
公益社団法人愛知県ペストコントロール協会
代表理事 坂倉 弘康

83 災害時における化学物質等の調査に関する協定書 (一般社団法人愛知県環境測定分析協会)

一宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「乙」という。）とは、災害時における化学物質等の調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中へ漏えい、飛散したことなどにより必要となる調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質その他甲が必要であると認めるものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 試料の採取
- (2) 化学物質等の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の記録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）に対して、速やかに業務を実施させるものとする。

2 会員は、業務の実施に当たり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（測定結果の報告）

第6条 前条の業務を実施した会員は、第4条第2号及び第3号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告する。

(業務実施報告)

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第2号により業務実施報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年9月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 名古屋市中区金山1丁目2番4号
一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表者 会長 大野 哲

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

災害時における化学物質等の調査の協力要請書

一般社団法人愛知県環境測定分析協会

会長 氏 名 様

一宮市長 氏 名

災害時における化学物質等の調査に関する協定書第3条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、業務の終了後、様式第2号による実施報告書を提出してください。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査対象とする化学物質等及び調査内容	
調査期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
その他参考となる事項	

担 当 : 所 属
氏 名
電 話
E-mail

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

災害時における化学物質等の調査業務実施報告書

一宮市長 氏 名 様

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
会長 氏 名

災害時における化学物質等の調査に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

調査地点	
調査実施者名 及び調査結果 〔分析項目〕 〔検体数〕	別添のとおり。
調査期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
その他参考となる事項	
連絡先	

8 4 尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、尾張部清掃工場連絡会議に所属するもの（以下「会員」という。）のごみ処理施設が、災害及び事故並びに施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、各会員の間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、ごみ処理施設の円滑な運営と処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互応援の範囲)

第2条 相互応援体制は、応援を要請する会員（以下「要請会員」という。）と要請を受け応援を実施する会員（以下「応援会員」という。）の間で双方の条件等の合意が整った場合とする。

2 相互応援は、次に掲げるものとする。

(1) 災害及び事故により、ごみ処理施設による処理が不能になった場合

(2) ごみ処理施設の改修等に伴い長期間にわたり施設の運転を停止する必要がある場合

(応援の責務)

第3条 応援の依頼があった場合は、特別の事情がない限り応援を行うものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請会員の首長が応援会員の首長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 理由

(2) ごみの種類、1日当りの量及び期間

(3) 連絡責任者

(4) その他必要とする事項

(受入条件の遵守)

第5条 要請会員は、応援会員の受入条件を遵守しなければならない。

2 受入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、受諾を拒むことができる。

(管理)

第6条 要請会員は、応援会員管理の施設内で応援会員の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 ごみ処理に伴う経費の負担は、要請会員と応援会員との協議によるものとする。

(疑義)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

(廃止)

第10条 この協定の締結に伴い、平成21年5月1日から適用の「ごみ処理相互応援に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、各会員記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月1日

春日井市長 伊藤 太

稲沢市長 大野 紀明

江南丹羽環境管理組合管理者
大口町長 鈴木 雅博

尾張東部衛生組合管理者
瀬戸市長 伊藤 保徳

尾三衛生組合管理者
日進市長 萩野 幸三

小牧岩倉衛生組合管理者
小牧市長 山下 史守朗

犬山市長 山田 拓郎

海部地区環境事務組合管理者
あま市長 村上 浩司

一宮市長 中野 正康

名古屋市長 河村 たかし

85 災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理に係る 相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

(氏名等省略)

86 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 (西尾張環境協議会)

(目的)

第1条 この協定は、一宮市（以下「甲」という。）において、地震又は水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）に、甲が西尾張環境協議会（一宮中部衛生株式会社、有限会社青空クリーン、尾張テクアス株式会社、株式会社起町衛生社、株式会社カナックス、木曽川環境クリーン株式会社、中衛工業株式会社）（以下「乙」という。）に、廃棄物の処理等に関し協力を要請し、乙が甲に協力するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は災害時に、乙に対して次に掲げる業務について協力を要請することができるものとする。

- (1) し尿・浄化槽汚泥の収集及び運搬
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 前2号の業務に伴う必要な事項

2 甲が乙に対して行う協力要請は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 応援協力の要請内容
- (2) 要請内容に伴う災害時特別許可
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第3条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては一宮市環境部浄化課、乙については西尾張環境協議会事務局とする。

(情報提供)

第4条 甲は災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第2条に定める業務が円滑に行われるように、会員が保有する必要車両等で災害時に出動できるものの数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な限り業務を実施するものとする。

2 乙は前項の規定により、業務を実施したときは、次の事項を甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応援協力の実施内容
- (2) 実施した業務に従事した期間、要員、車両等
- (3) その他必要な事項

(業務費用)

第6条 乙は甲に対して、原則として本協定に基づく業務に対する費用を請求しない。ただし、災害復旧の長期化により必要車両等の提供が長期に及ぶ場合は、甲乙協議のうえ業務費用を定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(付則)

- 1 この協定は、契約締結の日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成25年11月20日締結の「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。
- 4 第3条の甲における連絡窓口は、令和3年4月1日から一宮市環境部廃棄物対策課に変更する。

令和3年1月18日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正 康

乙 一宮市三条字中1番地1
西尾張環境協議会
代表者 会長 金 森 和 弘

87 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 (一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会 (現 一般社団法人 愛知県産業資源循環協会))

(趣旨)

第1条 一宮市(以下「甲」という。)と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき(以下「災害時」という。)における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

この協定は、一宮市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき(災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物)及び粗大ごみ(災害時に発生した廃家具類及び廃家電製品等)並びに生活ごみ(災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ)をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における災害廃棄物処理の協力要請書(様式第1号)に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書（様式第2号）により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用については、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては一宮市環境部清掃対策課、乙においては一般社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(附則)

第10条 この協定は、平成25年9月20日から施行する。

2 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年9月20日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 谷 一夫

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 永井 良一

協力要請書

一宮清対発第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

一宮市長 印

「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

被災の状況	
災害廃棄物処理の場所	
災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理の期間	
その他必要な事項	

協力実施報告書

第 号
平成 年 月 日

一宮市長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 印

「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第5条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

災害廃棄物処理を実施した場所	
実施した災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等	
災害廃棄物処理に従事した期間	
その他必要な事項	

88 葬祭業務の委託に関する覚書 (愛知県葬祭業協同組合一宮支部)

一宮市において、災害発生時における葬祭業務の委託に関し、一宮市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合一宮支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（委託する業務）

第1条 「甲」は「乙」に対し次の葬祭業務を委託する。

- (1) 遺体の納棺及び安置所の確保ならびに設置
- (2) 棺（付属品を含む）の調達
- (3) 火葬に至るまでの業務
- (4) その他、甲が指定する業務

（実施方法）

第2条 「乙」は災害対策基本法に定める災害またはこれに準ずるものと「甲」が認める災害が発生した場合において、「甲」から前条の葬祭業務の実施の指示を受けたとき、これを別紙に定めるところにより誠実に行う。

（委託料）

第3条 「甲」は「乙」に対し第1条の葬祭業務の実施に要する費用として、別紙に定める算定方法による委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、「甲」から実施の指示を受けた葬祭業務の完了後「乙」の請求に基づき速やかに支払う。

（損害賠償）

第4条 「乙」が第1条の葬祭業務を行うについて、これに従事する者が損害を受けたとき（次条に定める場合は除く）は、「甲」は一宮市消防団員等公務災害補償条例の例によりその損害を補償する。

第5条 「乙」が第1条の葬祭業務を行うについて、これに使用する車両等の機材に損害を受けたときは、「甲」はその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (1) 葬祭業務に従事する者の故意または重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき「甲」または「乙」の葬祭業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（報告）

第6条 「乙」は「甲」に対し「甲」から実施の指示を受けた葬祭業務の完了後、すみやかに別紙に定める事項につき報告書を提出するものとする。

（委託料の返還等）

第7条 「甲」は「乙」がこの覚書または別紙に定めるところによる「甲」の指示に違反したと認めるときは、委託料の一部もしくは全部の返還を請求し、またはこの覚書を解除することができる。

（その他）

第8条 この覚書について疑義または変更の必要が生じたときは、「甲」「乙」協議のうえそのつど決定する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、「甲」、「乙」記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 7月28日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 谷 一 夫

乙 一宮市本町3丁目7番4号
愛知県葬祭業協同組合一宮支部
代 表 野 杵 章 夫

葬祭業務に関する実施細目

一宮市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合一宮支部（以下「乙」という。）で締結された覚書による業務の実施詳細は次のとおりとする。

第1-1 覚書第1条は次の場所及び物品をいう。

(1) 遺体安置場所については、甲が指示した公共施設を利用する。

(2) 棺用ふとん、三段位牌、経机、六具足、骨つぼ(骨袋を含む)、寝棺おおい、ドライアイズ、ローソク、線香等

2 棺及び付属品の単品は次のとおりとする。

(1) 寝棺 31,500円

(2) 付属品 24,150円

3 災害発生時における「乙」の活動可能人員および車両台数はおおむね次のとおりとする。

人 員 25名

車 両 16台

内 訳

霊柩車（宮型） 3台

〃（寝台車） 3台

トラック（積載量1.5t） 2台

ライトバン（普通） 7台

ライトバン（軽自動車） 1台

第2-1 覚書第2条の指示等の連絡先は次のとおりとする。

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市災害対策本部

電話番号 (72) 1330

乙 一宮市本町3丁目7番4号

愛知県葬祭業協同組合一宮支部

電話番号 (24) 0948

2 「甲」の指示を受けて出動した「乙」の葬祭に従事する者は現場における「甲」の職員の指示に応じ、専門的葬祭業務従事者としての知識及び経験により、その責任において誠実に業務を処理する。

第3 委託料の算定方法は第1-2に定める単価のほか、業務の実施に要した費用による。

第4 「乙」は「甲」からの指示を受けた葬祭業務を完了したときは「甲」に完了の連絡を行うとともに次の様式により報告するものとする。

89 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を運営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

附則 この協定は、平成31年3月29日から適用する。

2 平成18年3月30日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和4年3月31日から適用する。

2 平成31年3月29日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

令和4年3月31日

(氏名等省略)

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合、五条広域事務組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

90 災害時駐車場として一時使用の協力に関する協定

(ユニー株式会社テラスウォーク・アピター宮店)

一宮市（以下「甲」という。）とユニー(株)テラスウォーク・アピター宮店（以下「乙」という。）は、地震その他の自然災害により、甲の管理する上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）乙の所有する駐車場用地を、甲の災害復旧用車両の駐車場用地（以下「災害時駐車場」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(災害時駐車場として使用する用地)

第1条 災害時駐車場として使用する用地は、次のとおりとする。

所在地	面積	土地所有者
一宮市別明町4丁目12番	499.17 m ²	ユニー(株)
一宮市別明町4丁目14番	476.03 m ²	ユニー(株)
一宮市両郷町1丁目11番	630.50 m ²	ユニー(株)
一宮市両郷町1丁目13番	630.50 m ²	ユニー(株)

(災害時駐車場の使用要請等)

第2条 甲は、災害復旧のため、災害時駐車場が必要な時は、前条に掲げる用地を甲乙協議のうえ、乙に対し期間を明らかにして、使用を要請する。

2 乙は、前項の規定による使用要請があった時は、これに協力する。ただし、乙の特別な事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

(要請等の手続き)

第3条 甲は、乙に前条の使用要請を行う時は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい時には、口頭、電話、ファックス等をもって要請するものとし、この場合は、事後において要請書を提出する。

2 乙の使用承認の後、災害時駐車場として乙の所有する用地の使用を開始する。

(原状復旧等)

第4条 甲は、乙の用地施設に損傷を与えた時は、甲の責任で現状復旧を行う。

(用地の使用方法)

第5条 甲は、原則として災害時駐車場として使用する。ただし、その他の目的で使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2 災害時駐車場内の施設管理は、甲が施設を使用する間は甲が行い、終了後は速やかに乙に返還するものとする。

3 施設使用後は、甲の責任で原状復旧を行う。

(使用料)

第6条 乙は、甲が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合の使用料は、無料とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について疑義が生じた時または、この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月19日

甲 一宮市本町二丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
小塚重男

乙 一宮市両郷町一丁目2番地
ユニー株式会社
テラスウォーク・アピター宮店
支配人 大野 聡

ユニー株式会社
テラスウォーク・アピター一宮店
代表者 様

一 宮 市
代表者 一宮市水道事業等管理者

要 請 書

災害時駐車場として一時使用の協力に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	職名 氏名 (電話)
要請日時	年 月 日 () 時 分
使用用地	
使用目的	
使用の期日又は期間	期日： 年 月 日まで 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

9 1 災害時に要援護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な災害時に、高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）のうち、一宮市（以下「甲」という。）があらかじめ指定する避難所（一次避難所）での生活の継続が困難である者の使用に供するため、甲が〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）に対し、二次的な避難施設（以下「福祉避難所」という。）として乙の施設の提供を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 乙は、次条に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて甲からの要請があった場合、できる限りこれを受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所)

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) (省略)

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、甲の協力を得て福祉避難所を運営するものとする。

(対象者)

第5条 福祉避難所への受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者及びその介護者（以下「要援護者等」という。）とする。

(手続等)

第6条 甲は、第2条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者等の住所、氏名、連絡先、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

(要援護者等の移送)

第7条 要援護者等の福祉避難所への移送は甲、乙協力して行うこととする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲及び乙は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲及び乙は、要援護者等を適切に介護できるよう看護師、介護士、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所における要援護者等に係る経費のうち、甲が認めたものについては、甲が負担するものとする。なお、特別な場合は別途協議する。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

(甲) 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 ○○ ○○

(乙) (協定締結先及び締結日については別表のとおり)

法人名	施設名	受入れ可能人数(人) (付き添いを含む)
《障害者系》		
社会福祉法人 一宮市社会福祉事業団	いずみ福祉園	40
	いずみ第2作業所	6
社会福祉法人 コスモス福祉会	コスモス	10 (身体障害者、中・軽度知的障害者)
	かすみ草	10 (身体障害者)
	パレット	8 (重症心身障害者、身体障害者、 中・軽度知的障害者)
	だいち	15 (知的障害者)
	あおぞら	12 (知的障害者)
	あすか	15 (要付添者)
	つぐみ	8
	あかみホーム	15 (知的障害者)
	ほづみホーム	7 (身体障害者、軽度知的障害者)
	木立ホーム	10 (身体障害者、中・軽度知的障害者)
	サンライズ	2 (身体障害者、中・軽度知的障害者)
社会福祉法人 榎の木福祉会	かしの木の里	40 (医ケア不要のみ)
	榎の木作業所	20 (高齢者、障害者)
	榎の木園	20 (医ケア不要のみ)
	ステップ	20 (医ケア不要のみ)
	かしの木サポートプラザ	10 (高齢者、身体障害者、 中・軽度知的障害者)
社会福祉法人 きそがわ福祉会	きそがわ作業所	10 (高齢者、身体障害者、 中・軽度知的障害者)
	第二きそがわ作業所	10
	玉の井ホーム	7
	黒田ドリーム作業所(内割田)	6 (高齢者、身体障害者、 中・軽度知的障害者)
	ふたばドリーム作業所	6 (中・軽度知的障害者)
	わかばドリーム作業所	15
	北方あすなろ作業所	10
	なないろ作業所	10
社会福祉法人 杏嶺会	一宮医療療育センター	30 (付添人は原則1名)
小計	5法人 27 施設	372 人

法人名	施設名	受入れ可能人数(人) (付き添いを含む)
《高齢者系》		
医療法人尾張健友会	介護老人保健施設ちあき	10 (高齢者)
医療法人泰玄会	介護老人保健施設みなみ	10 (高齢者)
	泰玄会老人保健施設	10 (高齢者)
医療法人大雄会	老人保健施設アウン	4 (高齢者)
医療法人来光会	老人保健施設ピエタ	16 (高齢者、要介護度1～5レベル)
医療法人孝友会	介護老人保健施設サザン一宮	30 (高齢者・要介護者)
社会医療法人杏嶺会	老人保健施設やすらぎ	15 (高齢者)
社会福祉法人 愛知県厚生事業団	愛厚ホーム一宮苑	2 (高齢者)
社会福祉法人 愛知慈恵会	一宮市萩の里特別養護老人ホーム	20 (高齢者)
	特別養護老人ホームあいふるの里	5 (高齢者)
	地域密着型特別養護老人ホーム風の苑マグノリア	2 (高齢者)
	介護老人福祉施設西御堂の里三笠	4 (高齢者)
社会福祉法人 来光会	介護老人福祉施設いわと	10 (高齢者)
	ケアハウスニューハウスいわと	6 (高齢者(要支援1～要介護1)、 認知症経度)
	介護老人福祉施設えもり	10 (高齢者とその養護者)
社会福祉法人 清修会	介護老人福祉施設サンリバー	10 (高齢者)
社会福祉法人 朝日福祉会	特別養護老人ホーム朝日荘 * 軽費老人ホーム朝日荘は不可	6 (高齢者)
社会福祉法人 慈雲福祉会	特別養護老人ホームアルメゾンみづほ	20 (高齢者)
	特別養護老人ホームウエルコートみづほ	15 (高齢者)
	ケアハウスウエルコートみづほ	5 (高齢者)
	ケアハウスコムネックスみづほ	10 (高齢者)
社会福祉法人 たんぼ福祉会	特別養護老人ホームたんぼ加茂の里	20 (高齢者)
	特別養護老人ホームたんぼ祢々の里	20 (高齢者)
社会福祉法人 春岡会	特別養護老人ホーム丹陽	2 (高齢者)
	特別養護老人ホーム奥町	2 (高齢者)
社会福祉法人 元気寿会	特別養護老人ホーム葉栗の郷	30 (高齢者)
	地域密着型特別養護老人ホームゆとりの郷	35 (高齢者)
社会福祉法人 尾張健友福祉会	特別養護老人ホーム・ちあき	10 (高齢者)
	特別養護老人ホーム・ちあき第二	10 (高齢者)
	ケアハウスちあき	25 (高齢者)

法人名	施設名	受入れ可能人数(人) (付き添いを含む)
社会福祉法人 聖会	ケアハウスサンセリテ大和	30 (高齢者)
	特別養護老人ホームプチ・プレジール	30 (高齢者)
社会福祉法人 延徳会	ケアハウス露庵	2 (高齢者)
社会福祉法人 礼和会	特別養護老人ホームまつかぜ	10 (高齢者、要介護者)
小計	19法人 34 施設	446 人
《児童養護系》		
社会福祉法人 清修会	児童養護施設宇宙	20
小計	1法人 1 施設	20 人
合計	25法人 62 施設	838 人

9 2 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書 (愛知県社会保険労務士会)

愛知県一宮市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、地震、津波、豪雨その他による大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における被災者等からの労働・社会保険等の相談（以下「相談支援」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、一宮市内で大規模災害が発生した場合において、甲が乙に協力を求めるにあたり、相談支援の迅速かつ適切な実施に資するため、必要な事項を定めるものである。

（相談支援の範囲）

第2条 乙はその専門的知識を活かし、大規模災害時に被災者の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談支援を行うものとする。

（1）労働保険関係の相談支援

ア 雇用保険（失業保険）の受付の仕方、離職票の書き方に関する相談等

イ 労災保険における給付の受付に関する相談等

（2）健康保険及び年金関係の相談支援

ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等

イ 遺族年金、障害年金の受付の仕方などの年金に関する相談等

ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更受付の仕方に関する相談等

（相談支援の依頼）

第3条 大規模災害時に甲が相談支援の必要があると判断したときは、甲は乙に対し、次の事項について文書等により依頼することとし、乙は社会保険労務士（以下「社労士」という。）を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合、甲は電話等で依頼することができることとし、後日速やかに依頼文書を送付する。

（1）相談支援の場所及び当該場所への経路

（2）必要とする支援の内容

（3）必要とする人数及び期間

（4）前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（相談支援の実施体制）

第4条 乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談支援を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

（報告）

第5条 乙は第2条に定める相談支援が終了したときは、次に掲げる相談支援活動の概要について、甲に報告するものとする。

（1）相談支援を実施した場所及び期間

（2）相談支援活動に従事した人員（名簿）

(3) 相談者数及び相談内容別の件数

(4) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 相談支援の実施にかかる経費は、原則として無料とする。但し、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の負担)

第7条 相談支援により生じた損害は、乙が負うものとする。

(災害補償)

第8条 相談支援に従事した社労士が、相談支援場所の経路途中及び相談支援従事中に負傷、罹患、又は死亡したときの補償は、当該社労士の責任において行うものとする。

2 乙は相談支援の実施にあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応した、ボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては一宮市総務部危機管理課、乙においては愛知県社会保険労務士会とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

平成29年10月3日

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

甲 一宮市

一宮市長 中野正康

愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号

乙 愛知県社会保険労務士会

会長 大滝春義

9 3 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 (愛知県行政書士会一宮支部)

一宮市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会一宮支部（以下「乙」という。）は、一宮市内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が開設した被災者相談窓口における派遣相談業務
- (2) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後すみやかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月22日

甲 一宮市
代表者 一宮市長 中野正康

乙 愛知県行政書士会 一宮支部
支部長 平松里香

(第1号様式)

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県行政書士会 一宮支部長 様

一宮市長

このことについて、災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書
第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏名・電話番号	所属 氏名	職名 電話
電話・FAX等 による要請日時	年 月 日 () 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間		
備 考		

9 4 一宮市災害ボランティアセンターの 開設及び運営に関する協定書 (社会福祉法人一宮市社会福祉協議会)

一宮市（以下「甲」という。）と社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、一宮市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、一宮市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合、被災地の速やかな自立や復興を進めるためのボランティア活動が円滑に行われるようセンターを開設し、これを運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(センターの開設及び運営)

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、乙に対しセンターの開設を要請し、甲乙共同によりセンターの開設及び運営を行うものとする。

(センターの設置場所)

第3条 センターの設置場所は、甲乙協議のうえ、決定し、甲が確保するものとする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災者ニーズ（ボランティアの派遣場所、人員数、内容等）の把握
- (2) ボランティアの受入れ及び登録
- (3) ボランティアコーディネーターの派遣要請
- (4) ボランティア派遣要請の受付
- (5) ボランティアの派遣
- (6) ボランティアの活動に資する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの活動に必要と認められる業務

(資機材等の確保)

第5条 甲は、センターの運営に必要な資機材等を確保するものとする。

(移設及び閉鎖)

第6条 センターの移設及び閉鎖の時期については、甲乙協議のうえ、決定するものとし、閉鎖後は速やかに共同で原状復帰に努める。

(経費の負担)

第7条 甲は、原則センターの開設、運営及び閉鎖に関し必要な経費を負担する。

- 2 前項に掲げる経費のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議のうえ、甲乙の負担割合を決定する。
- 3 センターの開設により破損した施設、設備及び器具の修理費は、甲の負担とする。
- 4 乙は、甲から経費の内訳について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ボランティア保険への加入)

第8条 ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動開始時に、乙は、特段の事情がある者を除き、活動参加者をボランティア保険に加入させるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る経費については、ボランティアの自己負担とする。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、平常時から災害時の円滑なセンター開設及び運営が図れるよう、ボランティア団体、防災関係機関及び地域各種団体等との協力体制の確立に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲、乙のいずれからも協定廃止又は見直しの意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年8月8日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野正康

乙 一宮市栄3丁目1番2号
社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会
代表者 会長 河村正夫

9 5 大規模災害時の避難所等における人的支援に関する協定書 (一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会)

一宮市(以下「甲」という。)と一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会(以下「乙」という。)は、一宮市地域防災計画に基づき、風水害や地震などの大規模災害時の避難所等における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生により一宮市内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所等に乙の会員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定における支援の対象となる者(以下「対象者」という。)は、避難所等に避難した者その他甲が指定した者をいう。

(支援要請)

第3条 甲は、災害時において、避難生活が長期に渡ると予見された場合、乙に対して、甲が指定する避難所等での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭(電話連絡含む)で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(支援内容)

第4条 この協定における支援内容は避難所等におけるあん摩マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術並びに療養上の相談とする。

(支援期間等)

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

(経費及び補償)

第6条 乙の施術費用については無料とする。鍼、艾、テープ、衛生材料等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(派遣可能人数)

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

(個人情報保護)

第 8 条 乙及び支援者は、避難所等の管理運営にあたり、業務上知り得た対象者とその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(要請の連絡先)

第 9 条 乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ甲に報告するものとする。

2 前項の連絡先及び連絡方法に変更があった場合は、速やかに甲に報告する。

(防災訓練への参加)

第 10 条 甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

2 乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。ただし、この有効期限満了の目前 1 か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときはさらに満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2024 年 8 月 30 日

甲 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
一宮市
一宮市長 中野 正康

乙 愛知県名古屋市中川区柳川町 4-24
一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会
会長 中川 徹

96 災害時における一宮市施設の一時使用に関する協定書 (愛知県一宮警察署)

一宮市（以下「甲」という。）と愛知県一宮警察署（以下「乙」という。）は、一宮市内で発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、警察署の代替施設としての一宮市施設の一時使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において乙が倒壊又は倒壊に近い損傷を受け警察機能に支障を及ぼす恐れが生じた場合に、甲が管理する施設の一部を乙の代替施設として一時使用することにより、災害時における警察機能を確保することを目的とする。

(対象施設)

第2条 本協定の甲が管理する対象施設は、次の各号のとおりとする。

- (1) 所在地 一宮市本町2丁目5番6号
施設名 一宮市役所本庁舎14階1402会議室
- (2) 所在地 一宮市音羽1丁目5番17号
施設名 ききょう会館3階、4階及び5階（働く婦人の家の事務室エリアを除く）

(協力要請)

第3条 乙は、災害等の発生により乙が倒壊又は倒壊に近い損傷を受け、警察活動が十分に果たせないと認めるときは、当該警察活動の遂行のため甲に対して対象施設の使用について電話等の通信手段又は口頭により要請することができる。

(協力承認)

第4条 甲は、乙から要請があった場合は、甲の業務等に支障がない範囲で施設の一時使用を認めるものとする。

(費用負担)

第5条 甲は第3条の申し出により、乙が施設を使用することを認めた場合においては、当該使用に係る経費を請求しないものとする。

(使用解除)

第6条 乙は、この協定書に基づく施設の使用が不要となった場合には、遅延なくその使用を中止して、原状に回復した上で明け渡すものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項が発生した場合には、その都度甲乙両者が協議の上で定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結した日から翌年の3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

- 2 平成15年4月1日付、一宮競輪場の一時使用に関する覚書及び平成26年1月17日付、働く婦人の家の一時使用に関する覚書については本協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月20日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野正康

乙 愛知県一宮市本町1丁目6番20号
愛知県一宮警察署
代表者 警察署長 川口憲生

97 国営木曾三川公園三派川地区センターの 広域避難時における施設の供用について（覚書） （木曾川上流河川事務所）

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所（以下、「甲」という。）と一宮市長（以下、「乙」という。）は、国営木曾三川公園三派川地区センターの広域避難時における施設の供用について、次のとおり覚書を締結する。

（公園施設）

第1条 この覚書の対象となる国営木曾三川公園三派川地区センターの施設及び範囲（以下、「当該公園施設等」という。）は、次のとおりとする。

- 一 国営木曾三川公園三派川地区センター内工作物
- 二 国営木曾三川公園三派川地区センター公園全域（未開園区域を含む）

（覚書の有効期間等）

第2条 覚書の効力が発する期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

- 2 供用の期間は、災害等により乙による避難情報が発令された時から解除された時までとする。ただし、緊急時においてはこの限りではない。
- 3 有効期間の更新については、期間満了の2か月前までに甲乙いずれかが別段の意思表示をした場合のほかは、引き続き同一条件をもって1年間、本覚書を継続するものとし、以後この例による。

（応諾の変更等）

第3条 次のいずれかに該当するとき、甲は、供用の応諾を変更または取り消すことができる。

- 一 第5条（当該公園施設等の管理）の各号に定める事項が乙により適正に実施されない場合。
- 二 当該公園施設等について管理上供用できない状態（工事中、災害対応等）の場合。

（利用者の安全確保）

第4条 乙は、当該公園施設等の供用時における利用者の安全が確保されるよう、適切な指導と対策を行う。

- 2 事故や災害等に関して緊急を要する事態が発生した場合、乙は、必要となる応急措置を講じるとともに、甲と連携・協力して万全な安全対策に努める。

（当該公園施設等の管理）

第5条 当該公園施設等の管理は、次の区分による。

- 一 被災者を収容するためまたは災害対策本部等のために設けられる仮設工作物については、乙が設置し管理を行う。

- 二 乙は、当該公園施設内の避難用区域を定め、危険箇所等は立ち入り禁止措置を講じ、その範囲について甲に報告する。
- 三 仮設便所設置に必要な備品を収納する倉庫（以下「倉庫」という。）については、位置図の保管箇所と示した甲が設置した倉庫に収納し、乙が管理を行う。なお、倉庫の使用料は無償とする。
- 四 当該公園施設等の工作物の警備は、第一号及び第二号の該当箇所については乙が行い、それ以外は甲が行う。
- 五 当該公園施設等の清掃及び保守は、第一号及び第二号の該当箇所については乙が行い、それ以外は甲が行う。

（連絡担当者）

- 第6条 本覚書の円滑な実施を図るため、甲乙双方に連絡担当者を置く。
- 2 連絡担当者の変更があった場合には、その都度相手側に通知するものとする。

（諸設備の貸与）

- 第7条 当該公園施設等に設置してある諸設備（通信、電力、水道）については、国営公園管理に支障のない範囲で、乙に無償で提供する。

（疑義の決定）

- 第8条 本覚書の内容、その他当該公園施設等の供用に係る事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

本覚書の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

付 則

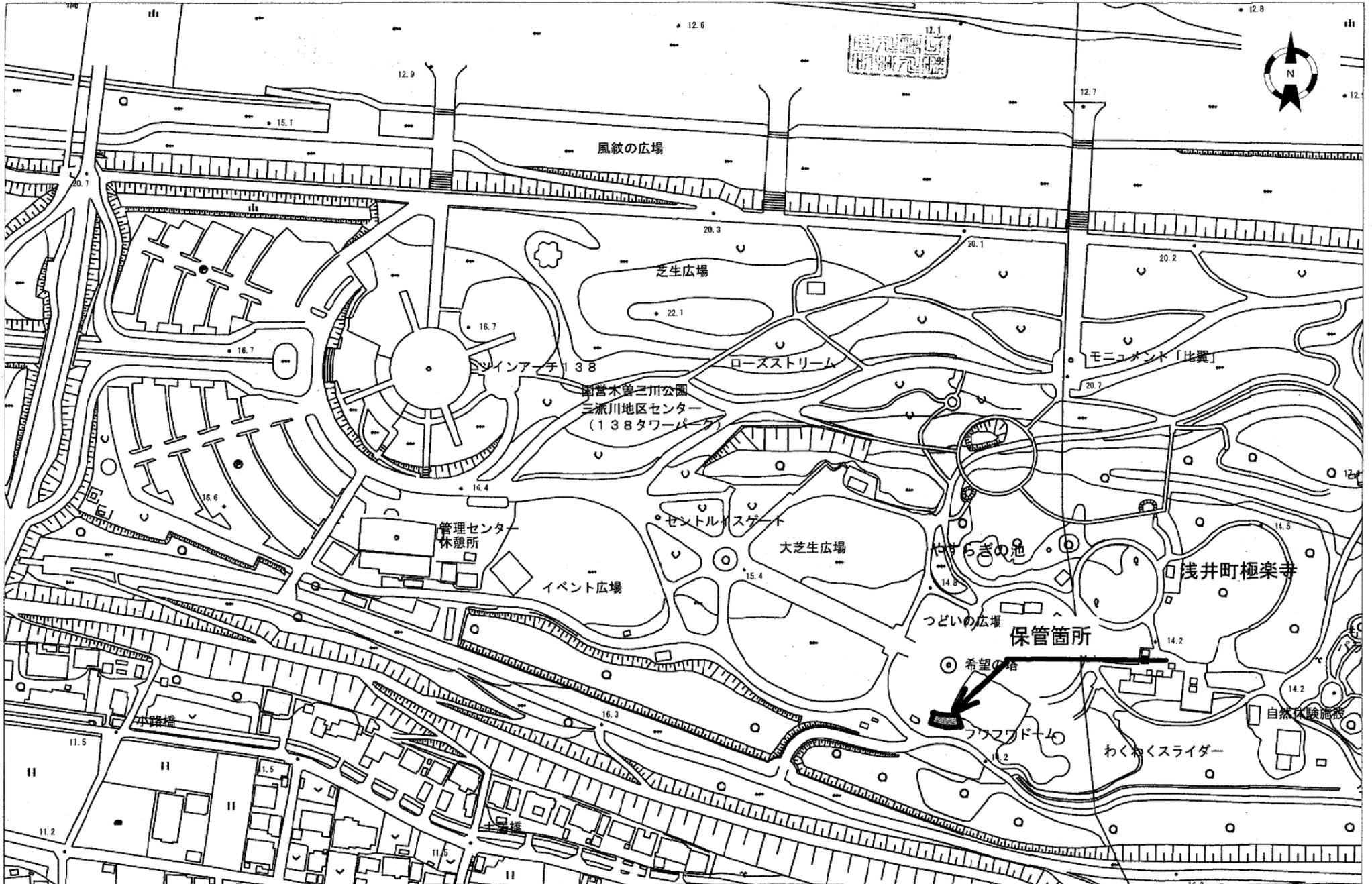
平成16年4月1日に締結した「国営木曾三川公園三派川地区センターの広域避難時における施設の供用について」は、令和6年3月31日をもって廃止する。

令和6年 3月31日

甲 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
所長 板垣 修

乙 一宮市
一宮市長 中野 正康

位置図 S=1/2500



725



98 災害時における支援の提供に関する協定書

一宮市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、大地震や台風など、大規模な災害の発生時及び災害発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援の提供について、一宮市災害時支援企業等募集要綱第6条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が提供する支援を市民等が利用するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙が提供する支援の内容は、次のとおりとする。

（別表のとおり）

（対象施設等）

第3条 この協定の対象となる施設、資機材等は次のとおりとする。

施設等の名称	（別表のとおり）
所在地	
対象となる場所、 資機材等の内訳	

（支援の提供）

第4条 乙は、災害時に市民等による自主的な支援の要請が行われた場合、前2条に規定する支援を提供するものとする。

2 甲は、災害時において市民等に対する支援が必要であると認めるときは、乙に対し、支援の提供について協力の要請を行うことができるものとする。

（支援提供時の連絡等）

第5条 乙は、前条第1項に定める市民等の自主的な支援の要請が行われたときは、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

2 前条第2項に定める協力の要請は、口頭、電話等によるものとする。

（支援企業等の責務）

第6条 乙は、可能な限り支援の提供に努めるものとする。ただし、災害等により自らが被災するなど、支援を行うことが困難である場合は、この限りではない。

（市の責務）

第7条 甲は、この協定による支援内容について、市民に周知するものとする。

（支援提供期間）

第8条 乙が支援を提供する期間は、災害時から被害の発生のおそれなくなったときまでとする。

(対象施設変更等の通知)

第9条 乙は、第2条及び第3条に規定する支援の内容、対象施設等に変更が生じたとき、又は何らかの事情により支援提供ができないときは、その旨を甲に速やかに通知するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手側に通知するものとする。

(費用の負担)

第11条 この協定書に基づく支援の提供に要する費用は、全て乙の負担とする。

(事故等に係る責任)

第12条 乙は、支援の提供に伴い発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、本協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を所持する。

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
愛知県一宮市
一宮市長

乙 (協定締結先及び締結日、支援の内容等については別表のとおり)

協定日	企業名	場所	支援内容
H25.9.1	(株)星和	【ミカド一宮店】駐車場、店舗建物	一時避難場所となる敷地・建物の提供
H25.9.1	(株)星和	【ミカド千秋店】駐車場、店舗建物	一時避難場所となる敷地・建物の提供
H25.9.10	尾西信用金庫	【本店】駐車場 【事務センター】1階ギャラリ、2階コミュニティホール	一時避難場所となる敷地・建物の提供
H25.11.1	豊島(株)	一宮本店駐車場	一時避難場所となる敷地・建物の提供
H26.3.3	いちい信用金庫	本店駐車場内井戸	生活用水(飲用に供さない)としての井戸水の提供
H26.5.15	昭和土建(株)	本社建物及び駐車場 簡易発電機 備蓄物資(飲料水・食糧)	一時避難場所となる敷地・建物の提供 簡易発電機による電力の提供 備蓄物資(飲料水、食糧)
H26.7.14	(株)一宮福祉サポート	倉庫建物及び駐車場	一時避難場所となる敷地・建物の提供
H26.7.22	佐藤毛織(株)	【太陽光発電所】太陽光発電機	太陽光発電機から発電される電力の提供
H26.9.1	イオンモール(株)	【イオンモール木曾川】モール内通路、授乳室、第1、第2立体駐車場	一時避難場所となる施設等の提供
H27.8.17	夢コーポレーション(株)	【夢屋一宮店】店舗建物、平面駐車場、立体駐車場 店舗内の物資(食糧、飲料、日用品)	一時避難場所となる施設等の提供 店舗内の物資(食糧、飲料、日用品)の提供
H28.7.1	(株)ガステム	社屋駐車場内井戸	生活用水(飲用に供さない)としての井戸水の提供
H28.9.1	社会福祉法人礼和会	【特別養護老人ホームまつかぜ】地域交流センター 自家発電装置	緊急時の避難場所となる施設等の提供 自家発電等による電力の提供
H28.9.10	中野建設(株)	本社ミーティングルーム、来客用駐車場	緊急時の避難場所となる敷地・建物の提供
H28.12.1	(株)ニッケ・ケアサービス	【ニッケあすも一宮】地域交流センター	緊急時の避難場所となる敷地・建物等の提供
H29.1.10	(有)サン・ロテック	【資機材置場(奥町)】発電機、土のう袋、スコップ など	備蓄資機材等の提供及び貸出し
H29.1.10	(株)星和	【ミカド一宮インター店】駐車場、店舗建物	緊急時の避難場所となる敷地・建物等の提供
H29.3.1	学校法人名古屋自由学院	【名古屋芸術大学】一宮グラウンド	一時的に避難する場所の提供(大規模地震)
H29.3.21	ダイロン(株)	2階会議室及び食堂、駐車場	緊急時の避難場所となる敷地・建物の提供
H29.3.14	(株)ハローホールディングス	【ハロー伝法寺店】店舗駐車場	緊急時の避難場所となる敷地の提供
H29.5.29	一宮中部衛生(株)	敷地内井戸	生活用水(飲用に供さない)としての井戸水の提供
H29.9.1	医療法人愛礼会 松前内科医院	1階 通所リハビリフロア、2階 多目的ホール	緊急時の避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)マスケン・ビルテクノサービス	駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)大山電設工業	倉庫・屋外駐車場 発電機、備蓄食糧	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	河村たけし 総合会計事務所	相談業務に関する協力	専門知識・能力を生かした人的活動の提供
H30.4.1	東陽住建(株)	イベント館・駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	大晃住宅(有)	【HapiHapiCompany】2階ハビビルーム	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)いもりハウジング	相談業務に関する協力	専門知識・能力を生かした人的活動の提供
H30.4.1	糸喜(株)	備蓄物資(飲料水、食糧)、資機材(カセットコンロ、簡易トイレ)	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)グリュック	備蓄物資(飲料水)、資機材(カセットコンロ、ポンペ、AED)	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)土川油店	自家発電による電力	自家発電等による電力、ガス等の提供
H30.4.1	(株)サンベトロ	自家発電による電力	自家発電等による電力、ガス等の提供
H30.4.1	(株)林屋	店舗内の物資(食材、アルコール以外の飲料)	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	司法書士法人 大志法務事務所	事務所内空きスペース	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 専門知識・能力を生かした人的活動の提供
H30.4.1	(株)フィット	重機・発電機等	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)フィット	備蓄物資(ウェットティッシュ)	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)ケイズテクノ	倉庫、駐車場 資機材(発電機、テント、材木等)	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)サンアイ機器	駐車スペース	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)サンメカニック	【大和工場】駐車場、工場内空きスペース、事務所内空きスペース	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 馬引	駐車場・店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	川口合成(株)	井戸	生活用水としての井戸水の提供 一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)鳥越樹脂工業	【千秋工場】駐車スペース	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)北斗	【ナーシングホーム北斗】ロビー 備蓄食糧、AED	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	羊商(有)	会議室・ミーティングルーム	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(有)北川板金工業	工場内空きスペース	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)青山	【クリーンランド青山 本社工場】駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)プラスワン	飲料水	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	東洋ベース(株)	駐車場・資材置き場等	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	榊原建設(株)	【本社】駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	榊原建設(株)	【印田倉庫】資材倉庫、発電機 飲料水等	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
H30.4.1	(株)のいり	【クレストホール時之島】1階式場、法要室、会食堂	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.4.1	(株)イズミ	【一宮事業所】駐車場及び建物	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.5.1	(株)シーディアイ	工場内空きスペース、2階食堂、駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.7.1	みづほ興業(株)	駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 蒸気ボイラーによる水及びお湯の提供
H30.8.1	(株)カラーズ	【事務所】事務所内スペース、駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.8.1	(株)カラーズ	【倉庫】庫内作業スペース、駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H30.9.25	エス・ビー建材(株)	事務所2階多目的ルーム、駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し (貨物車1.5tトラック、高圧洗浄機)

協定日	企業名	場所	支援内容
H30.10.1	(株)まるあ (オアシスイちのみや)	駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H31.2.1	(株)喜豊社	1、2階作業場スペース	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し (はしご、電動工具等)
H31.2.15	尾西信用金庫神山支店	5、6階	帰宅困難者に対する一時滞在場所の提供
H31.2.27	愛知西農業協同組合	本店駐車場、本店3階ホール	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
H31.3.1	(株)山田ドビー	1階エントランス、各階ロビー会議室 駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 簡易発電機による電力の提供
H31.3.1	木曾川ローンテニスクラブ	屋内テニスコート	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R1.5.8	社会福祉法人清修会	【高齢者複合福祉施設スマイルコート黒田】 玄関前ロビー、1階食堂、1階会議室、1階エントランスホール	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
	社会福祉法人清修会	【介護老人福祉施設サンリバー】 玄関前ロビー、1階食堂、4和室、1階エントランスホール、4階多目的ホール	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R1.8.1	OTS(株)	駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R1.8.20	日本エコシステム(株)一宮営業所	駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R1.12.2	(株)アビリティー	駐車場 相談業務に関する協力 ・健康保険制度に関するアドバイス等の労務コンサルティング ・生命保険・損害保険の手続アドバイス等のコンサルティング	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 専門知識・能力を生かした人的活動の提供
R2.2.1	(有)帝建	駐車場、倉庫	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 簡易発電機による電力の提供
R2.4.1	(有)プラスターラー工業	駐車場 自家発電機、重機	一時避難場所となる敷地の提供 簡易発電機による電力の提供 重機の提供
R2.4.1	(株)yu ko-ne	【ナチュラルビュッフェ ユコーネ】駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R2.5.1	(株)平和電機	敷地内駐車スペース	一時避難場所となる敷地の提供
R2.5.27	(有)愛特リサイクル	駐車場、資材置場、倉庫 自家発電の電力提供	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電機による電力の提供
R2.7.1	オリザ油化(株)	敷地内駐車スペース	一時避難場所となる敷地の提供
R2.9.1	(株)TRY&TRUST(マリオン尾西インター東店)	駐車場、店舗建物	一時避難場所となる敷地・建物の提供
R2.12.14	艶清興業(株)	食堂、会議室、駐車場 水、蒸気ボイラーによる湯の提供 AED、工具等の貸出し	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 蒸気ボイラーによる水及びお湯の提供 資機材等の貸出し
R3.4.1	(株)ダイベン	資材置場 貨物車(トラック)の貸出し	一時避難場所となる敷地の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R3.6.1	(株)ヤグミ	駐車場、AED	一時避難場所となる敷地の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R3.7.1	(株)シモムラ・プランニング社	駐車場、ミーティングルーム・キッズスペース 飲料水の提供	一時避難場所となる敷地の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R3.12.1	(株)吉田組	本社駐車場、機材センター敷地、休憩室	一時避難場所となる敷地の提供 生活用水としての井戸水の提供
R3.12.1	日電(株)	駐車場、倉庫空きスペース	一時避難場所となる敷地・建物の提供 自家発電機による電力の提供
R4.3.1	(株)TJSネット	会議室、倉庫の空きスペース 発電機による電力	一時避難場所となる敷地・建物の提供 自家発電機による電力の提供
R4.4.1	(株)ハウスメンテナンス	事務所、店舗内、駐車場の空きスペース 高所作業等、建設現場作業における知識や技術	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 専門知識・能力を生かした人的活動の提供
R4.5.10	ワシズ機械(株)	会社駐車場、会議室の空きスペース 1.5tトラック	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R4.7.1	(株)のいり	駐車場	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 毛受	店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 萩原	駐車場、店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 小信	店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 開明	駐車場、店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 町安賀	駐車場、店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 野口	駐車場、店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 猿海道	駐車場、店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.7.11	(株)ジャストメディクス くすのき薬局 朝日	店舗内待合	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.9.6	(株)ジーアイビー	ガス発電、災害用煮鍋、鍋物コンロ、ガス炊飯器	備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R4.9.16	ブリントス(株)	駐車場、北側倉庫	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R4.9.16	(株)イチテック	駐車場、会議室空きスペース AED	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R4.9.16	大精建設(株)	駐車場 備蓄物資(飲料水)の提供	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R4.12.9	(株)山田商会	駐車場、店舗・工場内空きスペース 電気自動車充電スタンド(太陽光発電)	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電等による電力、ガス等の提供
R5.2.1	社会医療法人 杏嶺会	B棟一般レストラン、B棟イートインスペース、駐車場 飲料水等の提供	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.2.13	(有)衛藤興業	駐車場	一時避難場所となる敷地の提供
R5.6.19	(株)藤商事 名古屋事業所	駐車場、休憩所、一時避難用の段ボールルーム(仕切り・畳) 備蓄品(飲料水等)、井戸水、AEDの提供	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.7.18	(株)ラックサービス	駐車場 AED	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.7.18	(株)ILホールディングス	駐車場 AED	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.7.18	(株)ILファーマパッケージング	駐車場 AED	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.7.18	(株)ILエンジニアリングマネジメント	駐車場 AED	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.7.31	(株)サンセイ 中部支店	駐車場、資材倉庫	一時避難場所となる敷地の提供
R5.8.2	(株)ユニオンキャップ	段ボール、気泡緩衝材	備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.8.2	丸福産業(有)	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームアイプラス 駐車場 住宅型有料老人ホーム ナーシングホームアイプラス朝宮 駐車場	一時避難場所となる敷地の提供
R5.9.15	ACREWZ(株)	災害用トイレ	備蓄物資・資機材等の提供および貸出し

協定日	企業名	場所	支援内容
R5.12.4	トヨタモビリティパーツ(株) 愛知支社	駐車場 AED、ジャッキ	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.11.1	水政建設(株)	駐車場、会議室 建設用資機材の貸出し	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R5.11.13	(有)吉田洋家具製造所	屋内駐車場、倉庫の空きスペース	一時避難場所となる敷地の提供
R6.1.19	西尾張三菱自動車販売(株)	ショールーム、電気自動車による給電電力、太陽光発電電力	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電等による電力、ガス等の提供
R6.2.16	(株)タケヒロレッカー	トレーラー・コンテナ	自家発電等による電力、ガス等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R6.2.29	(株) 中工	駐車場、食堂、非常電源、太陽光パネルによる電力	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電等による電力・ガス等の提供
R6.6.14	日愛工業(株)	駐車場 太陽光発電による電力供給	自家発電等による電力、ガス等の提供 一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R6.6.14	(株)ハセコウ工務店	飲料水の提供 トラックの貸出し AEDの貸出し	備蓄物資・資機材等の提供及び貸出し
R6.7.31	(株)Camphor tree	駐車場、1階フロア、中庭	一時避難場所となる敷地・建物等の提供
R6.9.4	不二技研(株)	駐車場、社屋、インバータ発電機	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電等による電力・ガス等の提供
R6.9.24	(株)テイト(ティア宮中央)	駐車場の提供 AEDの貸出し	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R6.10.24	医療法人 たに在宅クリニック ①たに在宅クリニック ②ナーシングホーム温-on-	①一時避難場所(駐車場) 備蓄食糧・飲料水の提供、AEDの貸出し ②一時避難場所(駐車場、館内スペース) ガスバルクと非常用発電機による電力の共有 備蓄食糧・飲料水の提供、AEDの貸出し	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電等による電力、ガス等の提供 備蓄物資・資機材等の提供および貸出し
R6.12.10	東洋空調株式会社	一時避難場所(駐車場駐車場、事務所3階会議室)の提供 貨物車(トラック)の貸出し	一時避難場所となる敷地・建物等の提供 自家発電等による電力、ガス等の提供

2025年4月1日時点

99 一宮市と日本郵便株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

一宮市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（一宮郵便局、尾西富田郵便局取扱い：以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、協働による事業を推進することにより、安心して暮らせる地域社会の実現、活力ある地域社会の形成・発展及び未来を担う人材育成など地域社会に寄与することを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (3) 地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
- (4) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲又は乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(附則)

本協定の締結日の前日をもって、平成29年3月17日付けで締結した「一宮市と一宮市内郵便局との包括連携に関する協定書」は失効する。ただし、その趣旨及び目的並びに協力内容については、本協定に引き継ぐものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月19日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
一宮市長 中野正康

乙 愛知県一宮市白旗通3-21
日本郵便株式会社 一宮郵便局
局長 宮森晃一

愛知県一宮市富田宮東1766-2
日本郵便株式会社 尾西富田郵便局
局長 大庭政男

別記

一宮郵便局	尾西郵便局	木曾川郵便局
尾西明地郵便局	一宮七夕郵便局	一宮苺安賀郵便局
萩原郵便局	尾西三条郵便局	一宮久古見郵便局
一宮馬引郵便局	尾西起郵便局	一宮野口郵便局
尾西小信郵便局	尾西富田郵便局	一宮八幡郵便局
一宮西御堂郵便局	一宮戸塚郵便局	奥町郵便局
一宮泉郵便局	今伊勢郵便局	一宮文京郵便局
一宮公園通郵便局	一宮松降郵便局	一宮牛野郵便局
一宮別明郵便局	一宮大志郵便局	葉栗郵便局
一宮浅井郵便局	一宮千秋郵便局	一宮西成郵便局
一宮丹陽郵便局	木曾川玉井郵便局	一宮北方郵便局
木曾川黒田郵便局	一宮浅野郵便局	一宮中島郵便局
一宮前野郵便局		

100 一宮市と東京海上日動火災保険株式会社との 地方創生に関する包括連携協定

一宮市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、一宮市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をすることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、保険業法その他の法令に反しない範囲で連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) 結婚・妊娠・出産・子育ての支援に関すること
- (2) スポーツ振興、記念事業他イベントなど魅力あるまちづくりに関すること
- (3) 歴史・文化などの地域の魅力の発信に関すること
- (4) 地域産業力の強化に関すること
- (5) 交通安全や大規模災害対策等、安心・安全なまちづくりに関すること
- (6) 地域社会の形成に関すること
- (7) その他、地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月28日

（甲）一宮市長

（乙）東京海上日動火災保険株式会社

理事愛知北支店長

中野正康

橋本かおる

101 一宮市と修文大学・修文大学短期大学部との 包括連携に関する協定書

一宮市（以下「甲」という。）と修文大学・修文大学短期大学部（以下「乙」という。）は相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術等の分野で連携し、地域の課題解決に向けた協力をするため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、文化、教育、学術、健康、栄養、医療、産業等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙とは、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1 文化・教育に関すること
- 2 学術研究・まちづくりに関すること
- 3 健康・栄養・医療に関すること
- 4 子育て支援に関すること
- 5 産業に関すること
- 6 災害協力に関すること
- 7 その他甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定の有効期間の満了の日から2年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年5月31日

(甲) 一宮市長

(乙) 修文大学・修文大学短期大学部 学長

中野正康

丹羽利充

102 一宮市とネットヨタ名古屋株式会社との包括連携に関する協定書 (現 NTP名古屋トヨペット株式会社)

一宮市(以下「甲」という)とネットヨタ名古屋株式会社(以下「乙」という)とは、相互の連携強化を図ることで一宮市内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

【目的】

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、市民サービスの向上及び地域の成長・発展を図ることを目的とする。

【連携事項】

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 地域活性化に関すること | (5) 防災・防犯に関すること |
| (2) 環境に関すること | (6) 市政のPRに関すること |
| (3) 人材育成・教育に関すること | (7) その他本協定の目的に沿うこと |
| (4) 交通安全に関すること | |

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する

【協定の見直し】

第3条 甲又は乙のいずれから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うものとする。

【期間】

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面を持って協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

【疑義の決定】

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月12日

甲:一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者一宮市長

中野正康

乙:名古屋市西区笹塚町2丁目90番地
ネットヨタ名古屋株式会社
代表取締役社長

小栗成男

103 一宮市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 地方創生に関する包括連携協定

一宮市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、一宮市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をするることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、保険業法その他の法令に反しない範囲で連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) 結婚・妊娠・出産・子育ての支援に関すること
- (2) スポーツ振興、記念事業他イベントなど魅力あるまちづくりに関すること
- (3) 歴史・文化などの地域の魅力の発信に関すること
- (4) 地域産業力の強化に関すること
- (5) 交通安全や大規模災害対策等、安全・安心なまちづくりに関すること
- (6) 地域社会の形成に関すること
- (7) その他、地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する

1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する行為を行う市民等についても、対象としないこととする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- (5) その他前各号に準ずる行為

(細則)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月12日

(甲) 一宮市長

(乙) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
愛知北支店長

中野正康

高井秀行

104 一宮市とKDDI株式会社との地方創生に関する包括連携協定

一宮市（以下「甲」という。）とKDDI株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化を図るため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を推進し、双方の資源（乙の第4世代及び第5世代移動通信システムを含めたICT技術を含む。）を有効に活用することにより、甲の地域活性化を図ることを目的とする。

（協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に定める事項について、相互に連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- (1) 市民生活の向上に関すること
- (2) 記念事業、イベント等、魅力あるまちづくりに関すること
- (3) 地域の魅力の発信に関すること
- (4) 災害対策等、安心・安全なまちづくりに関すること
- (5) その他、甲及び乙が合意した事項

2 甲及び乙は、第1条に定める目的の達成に向けた前項各号に定める事項にかかる相互の連携の検討にあたり、法令の範囲内において、甲においては地元企業及びその他関係者の、乙においてはグループ会社及び事業提携先の、それぞれが有する情報資産及び人的資源の活用を努めるものとする。なお甲及び乙は、本協定が、甲及び乙に対し情報資産及び人的資源の提供を何ら義務付けるものではないことを予め相互に確認する。

3 本協定の履行について甲及び乙が要した諸費用は、各当事者の自己負担とする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、前条各号の事項について、連携及び協力して実施することに合意したときは、当該事項の具体的な取り組み内容および実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意（以下「正式契約」という。）の上、別途取り決めるものとする。なお、甲及び乙は正式契約の締結について何らの義務を負うものではないことを予め了承し確認する。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲及び乙より別段の書面による通知が無い場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（秘密保持義務）

第5条 甲及び乙（本条において以下「受領者」という。）は、本協定に基づく連携及び協力を実施するに当たり、相手方（本条において以下「開示者」という。）から提供を受け又は知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の期間中はもとより本協定の終了

後も秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

- 2 本条にいう「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。
 - (2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。
 - (3) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの。
 - (4) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。
- 3 甲及び乙は、その役職員（いずれも退職者を含む。以下同じ。）に対し、第1項の秘密保持義務を負わせるものとし、その役職員がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。
- 4 本条の規定は、本協定終了後5年間、有効に存続するものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上書面による合意にてこれを定めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月2日

甲：愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市長

中野正康

乙：愛知県名古屋市西区名駅2-27-8
KDDI株式会社
中部総支社長

渡辺道治

105 一宮市と大塚製薬株式会社との健康づくりの推進等に関する 包括連携協定書

一宮市（以下「甲」という）と大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という）とは、第1条に定める目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の自主性を尊重しつつ、相互の連携と協力による取組みを推進し、市民の健康づくりの推進や市民サービスの向上を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し協力する。

- （1）健康づくりの推進に関する事項
- （2）熱中症対策に関する事項
- （3）防災・減災対策に関する事項
- （4）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 前項各号に定める事項における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙が誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2022年4月18日

甲 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長

乙 名古屋市中区丸の内3-23-20 HF 桜通ビルディング 3F
大塚製菓株式会社
代表者 名古屋支店 支店長